

平成29年度  
スクールソーシャルワーカー活用事業  
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

平成30年9月

## 各都道府県・指定都市・中核市の取組

### 《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ① 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ② 児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）
- ③ いじめ
- ④ 不登校
- ⑤ 暴力行為
- ⑥ 非行・不良行為
- ⑦ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できることとしたこと。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を5名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・30市町にSSWを延べ45名配置。SSWの資格は、教員免許状所有者30名（幼稚園教諭1名を含む）、社会福祉士8名（教員免許状所有者と重複1名）、精神保健福祉士5名（社会福祉士と重複3名）、心理に関する資格所有者6名、その他SSWの職務に関する技能の資格所有者2名、支援・相談活動の実績等がある者4名である。
- ・SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均150日程度の勤務が行われている。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSWの職務、主な活動、SSWの効果的な活用に当たっての留意点等、活動方針等について、SSW活用実践事例集などにより広く周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員等
- ・SSWフォーラム…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員、学生、福祉関係機関担当者等

### （2）研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…5回（札幌市（2回）、釧路市、室蘭市、旭川市）
- ・SSWフォーラム…1回（札幌市）

### （3）研修内容

- ・全道連絡協議会…平成29年度SSW活用事業についての行政説明、大学教授を講師とした効果的なスクールソーシャルワークについての講話、事例発表及び協議（SVによる助言を含む）を行った。
- ・地域別研修会…事例発表及び質疑応答、地域のアセスメントを中心とした研究協議及びASVによるスーパービジョンを行った。
- ・SSWフォーラム…平成29年度のSSW活用事業の概要に関する行政説明、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用についての講演、「『子どもの最善の利益』を保障するための関係機関との連携の在り方」と題したパネルディスカッションを行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・全道連絡協議会では、講話と協議を通して効果的なスクールソーシャルワークについての理解を図った。
- ・地域別研修会では、SVやASVのほかSCや教員等が加わり、実践事例を基にアセスメントの視点を中心とした協議及びASVによるスーパービジョンを通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。
- ・SSWフォーラムでは、実践報告及びパネルディスカッションを実施し、参加者がソーシャルワーカーの役割と効果的なスクールソーシャルワークについての理解を深めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

SVを1名設置するとともに、北海道の広域性から5名のASVを設置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等である。

#### ○活用方法

SV及びASVは、委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施する。

### （6）課題

- ・SSWの人材育成、資質向上を図る取組の充実を図る必要がある。
- ・SSWの役割や業務の多様な周知方法を共有していく必要がある。
- ・地域のアセスメントに必要な各地域における社会資源及びその社会資源との連携の仕方について理解を深めSSWの専門性の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障がいを抱える不登校児童を支援するための活用事例（④不登校、⑦その他）

##### （1）本人及び家庭の状況

- ・当該児童は、アスペルガーとADHDの診断を受けている。
- ・当該児童は、学級内において疎外されていると感じて不登校となり、適応指導教室に通級している。
- ・当該児童の家庭は、父親が遠隔地に単身赴任しており、母親と祖母の3人で暮らしている。
- ・当該児童が所属する学級は、お互いを尊重し合う雰囲気に欠けていた。

##### （2）SSW等の活用と関係機関の連携

- ・SSWは校内ケース検討会議に出席するとともに、当該児童及び保護者と日常的な面談を通して家庭と関係機関の情報共有を図った。

##### （各機関の関わり）

- ・SSWは、関係機関が一同に会するケース会議を開催し、情報の共有化を図るため、情報の集約・発信をする担当者を決定するなどして、関係機関の役割を明確化し、短期的・長期的な目標設定をして取組を推進した。
- ・学校は、当該児童への支援体制を整備するとともに、当該児童及び保護者の心理状態を確認しながら適応指導教室への通級について助言した。
- ・適応指導教室指導員は、当該児童の実態に応じた指導を行い、指導の状況を学校や保護者に情報提供し、当該児童が継続的に通級できるようにし、当該児童の心の安定化を図り登校に結びつける働きかけを行った。

##### （3）当該児童の変容

- ・家庭、学校、関係機関が当該児童に関する情報を共有し、各関係機関がそれぞれの取組に情報を活用することにより、当該児童及び保護者の心の安定が見られるようになった。
- ・当該児童は、適応指導教室に継続的に通級できるようになり、新学期からの登校を考えられるようになった。
- ・当該児童の発達障がいに係る教育的ニーズは改善されたものの、集団への関わりには課題があることから、特別支援学級の在籍や進学先の検討が必要である。

#### 【事例2】虐待を受けている疑いのある児童を支援するための活用事例（②児童虐待）

##### （1）本人及び家庭の状況

- ・父親は病気による入退院を繰り返しており、職には就いていない。
- ・母親は、夫（父親）に対して暴力を振ることがある。
- ・母親は、夜間に当該児童を連れ回したり、夕食を与えないことがあったりするなど、養育態度に問題が見られる。
- ・当該児童は、情緒が安定せず、暴れて物を蹴飛ばしたり、自傷行為を行ったりしている様子が見られる。

##### （2）SSWの活用と関係機関との連携

- ・SSWは母親との面談を実施し、必要に応じて助言をするとともに、学校や子育て支援課等と連携して母親への継続的な支援を行った。

##### （各機関の関わり）

- ・SSWは、各関係機関や児童相談所と連携を図り、ケース会議を実施し、支援策の検討を行った。
- ・子育て支援課は、SSWや学校、学童保育からの情報提供を受け、児童相談所と連携しながら母親への支援を行った。
- ・児童相談所は、関係機関からの情報をもとに、当該児童の状況と母親の養育態度を継続的に観察し、必要に応じて母親に直接的な指導助言を行った。

##### （3）当該児童の変容

- ・当該児童は、教員等による継続的な声かけや励ましなどにより、情緒が安定するようになった。
- ・母親が、適切な子育てを行うための方策の提示や母親が抱える悩みへの相談を充実し、当該児童の家庭環境の一層の改善を図る必要がある。

#### 【事例3】「性的な被害」についての活用事例はなし。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）SSW活用事業の成果

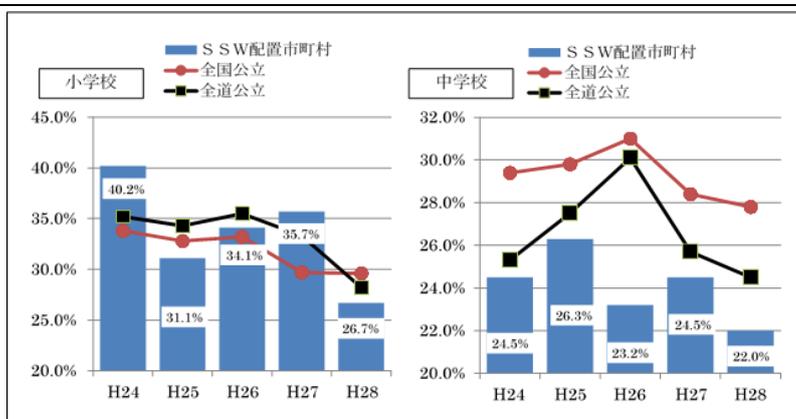
平成24年度から平成28年度の5年間の不登校の解消率の変化を見ると、SSWを配置している市町村の小・中学校における不登校の解消率は、全道平均や全国平均と比較しても一定の傾向は見られず、一概に成果が出ているとは言えない状況である。

しかし、個別の事例からは、所属する学級に登校できるまでには至らないものの、SSWの働きかけにより、家庭環境が改善されることで児童生徒に好ましい変化が見られるようになるという変化も数多く見られた。

#### （2）今後の課題

今後、こうしたデータや具体的な取組の事例を収集し、SSW活用事業の成果を検証する

とともに、ガイドラインの策定や実践事例集の作成、地域における各種会議や校内研修等へのSSWの派遣による講演などを通して、SSWの役割や効果的な活用について周知するなどして、SSW活用事業の普及啓発に努めていく必要がある。



# 青森県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小学校又は中学校及び関係機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 小・中学校対応（19名）、県立学校対応（6名）
- 資格 教員免許状（14名）、社会福祉士（5名）、精神保健福祉士（4名）
- 勤務形態 1日6時間 1週間20時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会へ配布・周知するとともに、教育事務所の指導主事と巡回訪問を実施し、SSWの役割や活用に関する周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、県立高校担当教員

### （2）研修回数（頻度）

- ・年3回（5月、9月、2月）

### （3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と課題、学校における保護者対応等に関する講義
- ・活用に関する地区別の協議及び情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・各教育事務所や配置校で行われているケース会議の持ち方や事案対処の流れ等について協議及び情報交換することが実践で役立っている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法（スーパーバイザーは設置していない。）

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが対応した事例を検証し合うことや、今後の対応に生かす事例検討会の回数を増やすなど、見識を広めることやスキルの向上を急ぐ必要がある。
- ・関係機関との連携を図るため、交流を図る機会が必要である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校（登校しぶり）対応のための活用事例（③不登校）

#### （1）本人及び家族の状況等

- ・5月中旬から欠席が続くようになり、母親が強めに登校を促したところ、朝食を途中で切り上げ、部屋に閉じこもったり、自家用車で学校まで送って行っても車から降りなかったりということが1か月近く続いた。
- ・欠席の確認のため、学校から家庭に電話連絡をすると、母親は泣きながら現状を訴え、学校に行かないことをかなり悩んでいる様子がうかがわれた。
- ・母子家庭

#### （2）主な対応、経過、変容

- ・学級担任からの要望により、学級担任とSSWの面談を行った。本人や家族の状況等について説明があった。
- ・母親の希望を確認した上で、学級担任とSSWと一緒に家庭訪問をし、本人及び母親との面談を行った。SSWが中心となって質問をし、学校側が把握できていなかった状況を母親から聞き取ることができた（複雑な家庭状況、離婚時の状況、母親が妊娠中等）。その後、本人とSSWだけで話をした中で、本人が学校に行かないのは、妊娠している母親の体調を心配しているからだとの話があった。母親にそのことを伝えると、母親も納得、安心したようで、笑顔が見られるようになった。
- ・母親の本人に対する態度が変わっていき、親子関係が修復されていった。その後、本人は学校に出席するよう

になり、普通に活動に参加できるようになった。

### (3) 最後に（成果や課題等）

- ・学校側で把握している家庭環境の情報だけでは、不十分なこともあり、第三者の立場である S S W が介入したことで、学校側が把握していなかった情報を得ることができた。
- ・学校、家庭との連携役としての S S W の活用を広く伝えてもらいたいと感じた。

## 【事例 2】反応性愛着障害による情緒障害児への支援のための活用事例（⑦その他）

### (1) 本人及び家庭の状況等

- ・母子家庭で、本人（小 1）、妹、母、祖母（内縁）、祖父の 5 人家族。
- ・母親自身が生育歴等により愛着の問題を抱えている。また、感情のコントロールが上手くできないなどにより通院している。
- ・A 小学校入学の前年に虐待を受け、本人と妹が一時保護された。その後、児童相談所は母親に対して怒りのコントロールワークやペアレントトレーニング等を継続している。
- ・入学直後から、周囲児童や教師に対する暴言・暴力行為、集団行動の逸脱などが頻繁にあった。意図的に人の嫌がることをし、教師の関心を引くような行動もあった。

### (2) 主な対応、経過、変容等

#### < A 小学校 >

- ・ S S W の働きかけで児童相談所担当職員を招聘し、校内支援会議を開催した。
- ・児童観察、教職員との情報交換、管理職や担任等へのアドバイスを継続した。学校支援体制が構築され、徐々にではあるが、授業や集団活動への参加状況が好転していった。
- ・両親の離婚により、母親の実家へ転居し、B 小学校に転校となった。

#### < B 小学校 >

- ・A 小学校で関わった S S W が引き続き担当。
- ・転校直後の本人は、A 小学校入学当初と同じ状態に戻り、教室で過ごすことが困難となったため、別室での個別指導・支援を実施した。
- ・さらに、母親の虐待により本人と妹が 1 か月間の一時保護となった。
- ・再登校後、学校、母、祖母、児童相談所、S S W との面談を実施し、本人と母親の特性と対応について共通理解を図った。
- ・校内支援会議、関係機関とのケース会議を開催するとともに、1 か月に 1 度、児童相談所による本人への感情コントロールのトレーニングを校内で実施した。
- ・教職員へのアドバイス、母親との面談、母親に関する児相との情報交換を継続的に行った。年度末には本人の状態が徐々に好転し、トラブル等が少なくなっていった。
- ・「反応性愛着障害による情緒障害」と診断され、翌年から特別支援学級へ在籍することになった。

### (3) 最後に（成果や課題等）

- ・児童相談所との連携、教育委員会からの支援員の派遣、母親等との共通理解、校内体制の構築等により、本人の様子が徐々に好転してきたが、問題なく学校生活を送る状態になるまでには、まだ、かなりの時間を要する。今後も精神的に不安定な母親に対する支援を継続していく必要がある。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成 29 年度にスクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例は、479 件と前年度と比較して約 42% の増加となっており、活用の促進が図られている。支援対象児童生徒の抱える問題では、不登校が全体の 30% と最も多く、発達障害等に関する問題、家庭環境の問題と続く。いずれも、生活習慣の乱れや躰の課題など家庭の教育力に起因するケースが多く、保護者への適切なアドバイスや児童生徒に対する改善に向けた支援を行うことで、生活が安定していく児童生徒も多い。
- ・多重的な課題を抱えたケースや、より深刻なケースに対して複数のスクールソーシャルワーカーがそれぞれの強みを生かして対応したことで、好転した事例があったことから、研修会で事例紹介し、スクールソーシャルワーカーの対応力向上に役立てた。

### (2) 今後の課題

- ・社会福祉士や精神保健福祉士等、スクールソーシャルワーカーとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- ・1 回の相談で適切な見立てとアドバイスを求められることが多いことから、S S W としての経験や力量形成のための研修が必要。

# 岩手県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校、家庭及び関係機関等との連携・調整により、困難を抱える児童生徒が置かれている環境の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内6か所にある教育事務所に2～4名のSSWを割り当て、相談ニーズに応じた配置を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：計19名（非常勤）

資格：社会福祉士または精神保健福祉士16名、教員免許状3名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ガイドライン未策定（検討中）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

本事業で任用された全てのSSW

### （2）研修回数（頻度）

年4回（4月、7月、10月、2月）

### （3）研修内容

指導主事による講義、SSWの情報交換、事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWから提供された事例について検討を行い、SVから助言をもらう事例検討が特に有効であった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（3名）

○活用方法：SSWに対する助言、研修会での助言

### （6）課題

事例検討における提供事例の確保

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒のための活用事例（④不登校）

不登校となった中学生に係る活用事例。当該生徒は、精神科への入院と前後して不登校となり、SSWは、特に学校と病院とのつながりの部分を支援した。また、家庭内の複雑な事情もあり、児童相談所との連携にも努めた。

#### 【事例2】不登校生徒のための活用事例（④不登校）

不登校となった中学生に係る活用事例。当該生徒は、周囲とのいざこざから不登校となり、適応指導教室への通級を経て、フリースクールへ通っている。SSWは、学校の支援チームに対して、情報の収集の仕方をアドバイスしたり、自ら直接家庭訪問を行い母親との関係づくりに努めたりした。

#### 【事例3】

※ 「性的な被害」についての該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談対象者数は、H27が368人、H28が547人、H29が635人と推移しており、相談ニーズは年々高まっている。

#### （2）今後の課題

スクールカウンセラーに比べて、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度がまだ低いことから、SSWへの相談につながらない場合もある。一方、相談対象者の増加により、現状の人数では対応しきれなくなる地域が出てくる懸念がある。

# 宮城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 東日本大震災による被災等のため、本県児童生徒の生活環境、教育環境は大きな変化が生じた。このような中で、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒が抱える様々な問題や生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを、県教育委員会、希望する市町村教育委員会及び希望する県立高等学校に配置し、教育相談体制の整備に資する。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

- スクールソーシャルワーカーは、県教委及び市町村教委に配置し、当該教育委員会の所管する学校等の希望に応じ派遣している。なお、市町村教委へのスクールソーシャルワーカーの配置については、希望する市町村への委託事業として実施している。
- 高等学校においては、希望する高等学校に配置している。そのうち15校を拠点校とし、その学校から、スクールソーシャルワーカーを配置していない学校へ派遣することにより、全ての県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを派遣できるようにしている。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数  
小・中学校：32市町村にのべ59人                      高等学校：30校にのべ30人
- 資格  
小・中学校    有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）32名、準ずる者（退職教員等）12名  
高等学校    有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士）13名、準ずる者（退職教員等）1名
- 勤務形態  
小・中学校    勤務形態については、市町村の実情に合わせて決めている。  
高等学校    年25回勤務し、1回当たりの勤務時間は6時間としている。

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 平成29年度は策定していないが、平成30年度中に「スクールソーシャルワーカー活用指針（教育委員会、学校用）」、「スクールソーシャルワーカー活動指針（スクールソーシャルワーカー用）」を策定する予定である。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 義務教育課    スクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会事業担当者
- 高校教育課    スクールソーシャルワーカー及び学校担当者

### (2) 研修回数（頻度）

- 義務教育課：年5回（有資格者・初任層・準ずる者・市町村担当者：1回、初任層・準ずる者：3回、有資格者：1回）
- 高校教育課：連絡会議（年2回）

### (3) 研修内容

- 義務教育課  
・スクールソーシャルワーカーの服務、職務内容  
・講義：「各市町村の状況に応じたSSW活用の推進を考える」 講師：国立教育政策研究所 総括研究官 中野 澄氏  
・「演習課題に関する実践レポート」等
- 高校教育課  
・県の施策やスクールソーシャルワーカーの配置・活用等に係る説明  
・講義：「問題を抱えてしまった生徒のスクールソーシャルワーカーの役割」  
講師：東北福祉大学 教授 阿部 正孝氏  
・研究協議等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 義務教育課  
・演習課題に関する実践レポートに基づいた検討は、多様な視点から意見が出されて、関係機関との連携等について学ぶ機会となり有効であった。
- 高校教育課  
・「スクールソーシャルワーカーの役割とは何か」に関わる講演会を行い、生徒を取り巻く環境を踏まえた適切な支援の在り方について研修し、識見を深めた。  
・「学校がスクールソーシャルワーカーに求めるもの」について資料を作成し、情報交換を行った。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置  
・義務教育課    2名                      ・高校教育課    2名
- 活用方法  
・市町村で任用しているスクールソーシャルワーカーからの相談への対応や支援  
・学校、市町村教育委員会等が主催するスクールソーシャルワーカーの活用等に関する研修会の講師  
・スクールソーシャルワーカー及び教職員への助言及び援助  
・生徒、その保護者、教職員及び関係機関とのネットワークの構築

### (6) 課題

- ・有資格者、準ずる者の経験に応じた有効な研修内容を設定していく必要がある。
- ・相談のあった児童生徒についての情報共有などの教育相談体制づくりが難しい。
- ・高等学校の場合、生徒が広範囲から入学しているので、生徒の住んでいる地域の外部資源との連携の仕方が難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】対人トラブルと学校不信で、不登校となった生徒のための活用事例（④不登校）

- ・部活動関連のことでトラブルとなり別室登校していたが、心身の不調が出現。学校側のいくつかの対応について本児や両親が不信感を抱くようになり不登校となる。次第に、学校を完全拒否するようになったため、事態の改善に向け、SSWの派遣要請があったもの。
- ・SSWは、学校訪問し、校長、教頭、担任、学年主任、生徒指導から話を聞き、アセスメントを行った上で、保護者への働き掛けについて話し合った。
- ・SSWは、両親との面談を実施（1回）し、保護者としての思いに傾聴しつつ、今後の学校との関わりにおける意向を確認した。その後、母親同席の下で本児面談を実施（3回）しながら、本児の不安や迷いなどに寄り添い、必要に応じて、学校と本児の調整役を担った。
- ・保護者と学校の関係は改善。本児の不登校は変わらないが、心身の不調も無く、笑顔で生活できるようになり、学校から出された課題にはきちんと取り組み、提出するようになった。
- ・諦めかけていた高校進学にも前向きになり、受験勉強に励んだ結果、志望校に合格した。

#### 【事例2】経済的に困難な生徒のための活用事例（①貧困対策）

- ・生徒Bは母親と弟の3人暮らし。近所には祖母と叔父がおり、叔父の収入で生計を立てていた。5月初旬、児童相談所から、生徒Bが母親に暴力を振るったという通報が母親の友人から児童相談所に入ったと、学校に情報提供があった。そこで、担任が生徒Bから事情を確認した。
- ・担任との面談で、母親が精神的に不安定な状況で、特に今年の春先から状況が悪化しており、生徒B自身の疲労がピークに達していたことが分かったので、担任がSCを紹介した。
- ・生徒Bは、担任の紹介により5月中旬にSCとの面談を行った。その中で母に幻覚や奇声を上げるといった行動が見られることが分かり、早急に医療につなげる必要があると判断したことから、SSWにつなげた。また、生徒Bが住む市の保健師からSSWへ母親についての情報提供があった。
- ・5月下旬、市の保健師と本校SSW、担任、学年主任でケース会議を行い、現在の状況と今後の支援方針について検討した。母親の病状が芳しくないことや家庭の経済状況が困窮していることから、母の入院治療を勧めることと同時に、生活保護の申請を検討することで当該家庭の生活基盤を整える方向で支援を行うこととした。
- ・その後、母親は、母親の友人と市の保健師の強い勧めがあり、病院に入院した。6月には入院先の看護師、精神保健福祉士、本校から担任、学年主任、SSWで祖母宅への家庭訪問を行った。その際に母の病状等について情報共有を行い、病院や市と連携して祖母により母の生活保護の代理申請を行うこととした。

#### 【事例3】性的な被害の事例はない

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ○義務教育課

- ・委託を希望する32市町村にスクールソーシャルワーカーを延べ59人配置し、要請のあった学校に派遣した。支援対象児童生徒は、1,492人、派遣日数は3,668日、学校訪問は、4,864回、家庭訪問は710回であった。主な支援内容は、①不登校（775件）②家庭環境の問題（616件）③心身の健康・保健に関する問題（332件）で、解決・好転率は、51%であった。

##### ○高校教育課

- ・希望する30校にスクールソーシャルワーカーを延べ30人配置し、要請のあった学校にも派遣した。支援対象児童生徒は、272人。派遣人数は、730日。家庭訪問など訪問回数は40回であった。連携した機関は、①児童生徒福祉関係機関（120件）、②保健医療機関（52件）であった。主な支援内容は、①家庭環境の問題（347件）、②不登校（233件）、③発達障害（184件）であった。

#### （2）今後の課題

- ・有資格者の確保と、スクールソーシャルワーカーの資質向上。
- ・関係機関と連携、協働した取組の一層の充実。
- ・スクールソーシャルワーカーの拡充にともなう財源の確保。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
  - ・不登校や問題行動等の解消
- (2) 配置・採用計画上の工夫
  - ・高校教育課、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計5か所に配置
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ＜配置人数＞ 高校教育課、総合教育センター、3教育事務所にそれぞれ2名、合計10名
  - ＜主な資格＞ 社会福祉士等の有資格者5名、退職教員5名
  - ＜勤務形態＞ 1日6時間×96日
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
  - ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・県内のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・年1回 平成29年度「スクールソーシャルワーカー配置事業」研修会
- (3) 研修内容
  - ・教育相談体制の充実について
  - ・これまでの取組及び成果と課題
  - ・関係機関等との連携の在り方等
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・上記報告資料「いじめ対策・不登校支援等推進事業」
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - ・SVの設置 無
  - ・活用方法 無
- (6) 課題
  - ・SVの設置及びSVによるスクールソーシャルワーカーの資質向上に関わる研修の実施
  - ・適応指導教室の活性化に関わる各教室への情報提供と関係職員の研修の工夫

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校生徒のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

不登校の中学生女子である。母親から電話相談があり、スクールソーシャルワーカーが対応する。学校への不満・不信感とともに、生活の困窮が背景にあると捉えられる。スクールソーシャルワーカーから学校に本人と保護者の思いを伝え、登校した際は、本人と保護者の信頼を得ている職員が対応することになった。また、学校以外の社会とつながる場として、保護者に適応指導教室を紹介した。適応指導教室には定期的に通級していたが、経済的な問題から通い続けることが困難であったため、スクールソーシャルワーカーが福祉事務所に問い合わせ、教育費の支給を受けることになった。適応指導教室では、本人が他の生徒とコミュニケーションをとったり、学習したりしている。

他に、スクールソーシャルワーカーは学校にケース会議の開催を促した。学校、教育委員会、福祉事務所、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーが参加して、これまでの取組、アセスメント、プランニング、今後の具体的な取組について話し合い、チームとしての支援を行う環境作りをすることができた。その後も、必要に応じて医療機関を紹介したり、福祉施設でのボランティア体験を勧めたりしながら、心の安定と、社会とのつながりを保てるよう努めている。

## 【事例2】家族再構成のための活用事例（⑦その他）

中学生男子である。母親が通院している病院のソーシャルワーカーから依頼があり、支援を開始した。母親の話では、本人は欲しいものを手に入れるために嘘をついたり、親の財布からお金を抜いたりするなどの行為が見られた。母親がその都度、本人に注意するが、同じ行為を繰り返すため、母子の喧嘩が絶えなかった。本人とのやり取りに疲れた母親は、本人を実家に預けて祖父母に面倒を見てもらうようになった。母親は、本人と一緒に生活したくないと話す、本人が何を考えているのか、本人とどのように向き合ったらよいのかを知りたいという気持ちもあった。

スクールソーシャルワーカーは、学級担任や管理職との面談で本人の様子を聞いた。学校では特に問題行動は見られないが、作業が遅いなど他の生徒と比較して多少の違いはあるようであった。学校では、母親からの情報で、本人の家での状況についてある程度把握しており、心配する生徒の一人だったということであった。スクールソーシャルワーカーは、母親が通院している病院のソーシャルワーカーと相談し、母親に専門病院の受診を勧めた。受診した結果、自閉症スペクトラム障害と診断された。このことから母親は、本人の行動に悪意がなかったことを理解し、子育ての希望をもてるようになった。その後、母親は子どもを迎えて一緒に暮らすようになった。本人は、その後高校に進学することができ喜んでいと病院のソーシャルワーカーから連絡があった。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 担当する地域の全ての学校を複数回訪問し、周知を図ってきたことで、スクールソーシャルワーカー一人当たりの訪問回数は、平成28年度が県平均月10.4回だったのに対して、平成29年度は一人当たり月26.5回と大幅に増加した。
- ・ 生徒指導推進会議における協議などの機会にスクールソーシャルワーカーを活用したことで、ケースに適した専門機関や専門家を選び対応することの重要性や、スクールソーシャルワーカーの特性が理解されるようになり、学校からの訪問要請に結び付いた。
- ・ 不登校児童生徒に、学校以外の居場所となり得る、公的な施設や民間の施設を紹介することにより、社会とのつながりを保つことができた。
- ・ 関係機関と連絡・調整を図りながら不登校、問題行動、発達障害に関するケース会議を複数回実施し、課題解決に向けた取組を話し合うことができた。
- ・ 学校やSC、関係機関と連携してネットワークを構築するなど、コーディネーター役として専門性を発揮することができた。

### （2）今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーとしての的確なアセスメントの実施や依頼者のニーズを把握するための相談援助技術の向上に関する研修が必要であると考えている。
- ・ スクールカウンセラーや広域カウンセラーとの効果的な連携について検討していく必要がある。
- ・ 常勤でないため、全ての相談に即時対応することが困難である。また、勤務時間に限りがあるため、年度後半は時間調整しながら、学校訪問を行う必要がある。
- ・ 保護者がスクールソーシャルワーカーの面談を要請する際、携帯電話から連絡するケースが増加しているが、携帯電話からフリーダイヤル番号への通話ができないため、携帯電話の無料通話を検討する必要がある。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめや不登校等を課題とする小学校にスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実態を踏まえた支援を行うことができるようにする。
- ・県内4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」にエリアスクールソーシャルワーカー（以下エリアSSWという。）を構成員として含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにする。
- ・県内の市町村にスクールソーシャルワーク・コーディネーター（以下SSWCという。）を派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関とのネットワークの構築等の支援を行うことができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・SSW、SSWCの任用については、県ホームページに掲載し、公募により人材確保に努めている。
- ・SSW、SSWCについては、市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定している。
- ・エリアSSWについては、特に生徒指導業務に精通している者を各教育事務所に1名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止及び適切な対応に努めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数： SSW20人（小学校20校） エリアSSW4人（教育事務所4か所）  
SSWC9人（9市町）
- ・主な資格： 社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許
- ・勤務形態： SSW …原則 週2日×6時間×35週 年間420時間以内  
エリアSSW …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内  
SSWC …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、連携・協力体制の構築を図る。また、効果的な活用事例を、教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知する。
- ・県内4教育事務所の小中学校長会議等で事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行う。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、エリアSSW、SSWC（その他、県独自事業の教育相談員、希望者）

### （2）研修回数（頻度）

全県研修会：年2回 教育事務所研修会：年2回

### （3）研修内容

- ・第1回全県研修会 全体講話「虐待の実態と関係機関・学校の連携について」、分科会
- ・第2回全県研修会 全体講話「今日からできること-LGBTを含めた全ての子どもたちのために-」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有り

OSVの活用方法 エリアSSW、SSWCによる域内への支援・助言

### （6）課題

- ・学校内におけるチーム体制の強化につながる研修の実施

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困・不登校傾向の子を抱える母子家庭への活用事例（①貧困対策、④不登校）

生徒Aは、離婚による母子家庭で、母親と二人で暮らしている。Aは小学生の時に精神症状が悪化したことによる入院歴があり、抗精神病薬を服薬し定期通院していたが、不登校傾向が続いていた。

母親は、早朝・深夜出勤があり、Aへのきめ細かな養育が難しい。Aは登校しても学習に向かう姿勢がなく、学校はこの状況が続けば進路に影響すると判断し、SSWに相談が持ち込まれた。

SSWは校内のケース会議を経て家庭訪問し、Aや母親の状況等を把握したうえで主治医との合同カンファレンス（母、主治医、精神保健福祉士、学年主任、担任、養護教諭が参加）につないだ。

間もなく入院治療が開始され、SSWは面会に同行したり、福祉制度の申請について提案したりするなど母親を支援するとともに、退院カンファレンスではトライアル登校、学習支援について協議した。また、SSWは、Aとの関わり方、病状の理解と対応、医療との連携等について学校に提案し、Aが安定して登校することができる環境づくりにあたった。

退院後、Aは欠席日数が減り、進学に向けて徐々に学習に取り組めるようになった。

#### 【事例2】 家庭環境支援のための活用事例（④不登校、⑤暴力行為、⑦その他）

児童B（発達障害の診断あり）は不登校傾向で、家庭では母親に暴力をふるうことが数回あった。父と離れて暮らしたというBの要望から、相談開始時には母親と二人で暮らすなど、家庭環境がBの抱える課題に大きく影響していると考えられることから、学校がSSWに相談した。SSWは主として次のことを支援した。

##### ①スクールカウンセラーとの連携

Bからの聴き取りの中で、両親が互いの不満をBに向けることに強いストレスを感じていること、ストレスから軽い自傷行為を繰り返していることが分かり、スクールカウンセラーによるカウンセリングにつないだ。

##### ②医療との連携

Bの障害に適した対応をするため、医療関係者とのケース会議を開催して情報提供したり、受診の際に同行したりすることで、医療と家庭、学校が連携して対応できる体制を構築した。

##### ③保護者支援による家庭環境の改善

暴力が起きた時の対応やBの障害の特性などを、医療関係者、スクールカウンセラーを交えて確認した。また、中長期的な目標を設定し、両親が方向性を共有してBと関われるようにした。

現在も支援中であるが、学校生活、家庭生活がともに安定してきている。今後は、学習支援を充実させながら、中学校進学に備えたいと考えている。

#### 【事例3】 性的な被害についての活用事例      なし

### 【4】 成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援件数が多い事案は順に「家庭環境の問題」「不登校」「いじめ、暴力行為」となっている。特に中学校では全体の77.8%の事案でSSWが継続して関わっており、学校だけでは解決が困難な多様な事案に対応している。
- ・SSWが関わることで解消または好転した割合は60%を超える。好転に至らなくても継続して支援にあたっている事案がほとんどで、SSWの認知と活用が進んでいるといえる。

#### （2）今後の課題

これまでの本県SSWは教員経験者が多く、児童生徒・家庭の思いや特性に応じた支援に長じていた。その反面、社会福祉士等の有資格者の割合が低く、医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークによる支援等については課題があった。この課題を受け、平成28年度から、社会福祉士等の有資格者をSSWCとして配置し、スクールソーシャルワークの充実・改善に努めている。

引き続き、学校、市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカーの連携により、児童生徒や家庭等に適切に対応できる体制を整備するとともに、各機関とのネットワークづくりの強化を図っていきたい。

# 福島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害の大きかった市町村や多くの児童生徒を受け入れている市町村や学校へSSWを派遣し、当該児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成28年度から継続採用となるSSWについては、児童生徒・保護者のみならず、教職員との関係構築のためにも原則同一地区（市町村）配置としており、新規採用者については居住地区等も考慮した上で、助言・援助が効率的にできるような配置を工夫している。

採用計画上においては、志願書類を精査するとともに、SC担当指導主事や高校教育課生徒指導担当指導主事、さらに高校教育課主任指導主事及び義務教育課主任指導主事が面接官となり、SSWとしての資質・能力に加え、人物面でもしっかり評価できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本件においては「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」を平成26年4月に発行している。福島スクールソーシャルワーカー協会ははじめ大学教授等の有識者より助言をいただき、本ガイドブックを取りまとめた。（平成30年度一部改訂予定、平成31年度改訂版発行予定）  
スクールソーシャルワークに関する基礎的事項に加え、本県の現状について、具体的な支援事例、SSW活用の効果をあげるために必要な体制づくりについて、さらに全員が共有できるアセスメントシートの活用法などの内容がまとめられている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

○SSW ○SSW担当指導主事（教育事務所・市町村教委） ○SSWスーパーバイザー（SV）

### （2）研修回数（頻度）

○推進協議会（年2回）・・・全SSW、SV等  
○代表者打合せ会（年1回）・・・各教育事務所配置SSWの代表者及びSV  
○SSW研修会（年1回）・・・全SSW、SV、指導主事  
○域別研修会（年4回程度）・・・各教育事務所主催の研修会。年4回～6回開催

### （3）研修内容

○事例研修会 ○SVによるスーパービジョン ○講師による講演 ○年間計画と活動のまとめ

### （4）特に効果のあった研修内容

文部科学省初等中等教育局児童生徒課より講師をお招きし、「教育相談の充実について」という演題のもと、具体的な資料を基に御講演をいただく機会があった。他にも全体研修の場

においては、本県内の市地域相談センター相談支援アドバイザー、県特別支援教育支援センター指導主事などの講師を招き、様々な角度から支援体制の充実とスクールソーシャルワーカーに必要な資質を高めることができるような講話をいただいた。

また、各域別研修会においては、普段個人での活動が多くなるスクールソーシャルワーカー同士が情報を共有することを通して、より効果的な支援方法や関係機関との連携方法などを学んだ。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・有  
○活用方法

各教育事務所や市町村教育委員会等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーに直接指導助言を行っている。

### （6）課題

○ 研修の回数や講師の依頼など、毎年反省を生かして次年度の研修を計画している。福島県の子どもたち、そして子どもたちを取り巻く家庭環境等に直接的に援助を行うスクールソーシャルワーカーにとって、多くを学べる場になっている。一方で、スクールソーシャルワーカーは「チーム学校の一員」とあるという認識を一層現場の教職員に浸透させる必要性を感じる。今後はスクールソーシャルワーカーのみの会議ではなく、各学校においても「チーム学校」の研修が必要であると思われる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】高校における貧困のための活用事例（①貧困対策）

##### －状況－

親元を離れアパートから通学している高校生の兄弟（ひとり親）は、学校生活は特に問題はなかった。しかし家庭の経済状況により、学校諸費や修学旅行費等の支払いが滞っていた。学校から保護者への連絡も取ることができなくなっていた。さらに保護者からの定期的な仕送りが途絶え、兄弟は食べるものにも困り果てていた。

その様な生活状況の中、弟は体調を崩し、医療機関を受診した結果「栄養失調」と診断を受けた。兄弟の生活には、他にも衛生面での課題もあった。

##### －対応－

スクールソーシャルワーカーは、学校でのケース会議で情報を収集し、まず学校に保証人への連絡をお願いした。学校からの連絡を受けた保証人である伯母は、迅速に対応してくれた。

スクールソーシャルワーカーは本籍地の保健福祉部局とも連携し、家庭の状況に関する情報収集を行った。兄弟が在住している地区の主任児童委員にケース会議参加を要請し、協力を得ることができた。その結果、主任児童委員が中心になって、フードバンクから米やインスタントスープ等の提供と、地域住民から野菜等の食料の提供があり、当面の食料を得ることができた。また、地区の子ども食堂等の情報提供を行った。

その他、保護者への助言・指導を、地元の保健福祉部局に依頼した。兄弟の生活改善の一環として、家庭ごみの処理方法（ごみの出し方等）の指導を主任児童委員と民生児童委員に依頼した。さらに兄弟には、アルバイト情報を提供した。

##### －成果－

保護者の養育態度には大きな変化は見られなかったが、保証人である伯母の協力により、弟は修学旅行に参加できるようになった。伯母が兄弟を買い物に連れて行ってくれることもある。アパートでの生活も改善され、食べる物の心配もなく、学校生活を送ることができるようになった。兄は卒業して就職し、弟はアルバイトを始め、安定した学校生活を送っている。弟は現在、自立するために県外への就職を希望している。主任児童委員の見守りは、現在も続いている。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度SSW活用事業についてのアンケート調査の結果、「所属する教育事務所、市町村教育委員会の担当者と信頼関係のもと、協力的に活動できているか」という問いに96%のSSWが「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答している。同様の質問に対する学校現場の回答も93%に上り、SSW活動に満足感と効果を感じていることがわかる。また、「関係機関との連携を図っているか」という問いに対して、SSWは96%が、学校は83.6%「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答しており、組織的に対応することができている。支援総件数（6,683件）における問題解決数及び事態好転中の件数も21%となり、SSWの活動が一定の効果を上げていることがわかる。

#### （2）今後の課題

上記成果がある一方、「SSWの職務内容である『教職員（PTA等含む）向けの研修・コンサルテーション』を行っているか」というSSWへの質問では、およそ半数の54.3%のSSWが実践できていないと回答した。また生徒指導委員会等の学校における定例会に出席できていないSSWも63%となった。今後は一層「チーム学校」としての認識を高め、困っている児童生徒のために組織的な対応がなされるよう、研修等の機会を通して効果的なSSWの活用法を共有できるようにしていきたい。

# 茨城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を、支援を必要としている市町村立学校及び県立学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 市町村教育委員会又は県立学校の要請に応じて、小・中学校等、県立学校に派遣
- ・ 経験豊富なSSWをスーパーバイザーとして派遣し、SSWの資質の向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・ SSWを採用する際には、県社会福祉士会、精神保健福祉士会等に推薦を依頼
- ・ 次年度の採用計画作成に向け、全SSWに対して勤務可能日数等についての聞き取りを実施

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 派遣人数：13名
- ② 資格：社会福祉士9名、精神保健福祉士5名、教員免許保有者8名、大学教授1名（重複有り）
- ③ 勤務形態：【派遣型】小中学校：1回4時間（派遣回数は原則5回又は12回）  
県立学校：1回4時間（派遣回数は原則5回）  
※実態に応じて、派遣回数等を変更可能

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】SSW活用事業の、①ねらい、②派遣方式、③資格、④活動内容、⑤活動にあたっての配慮事項、⑥活動のイメージ、⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】「SSWの効果的な活用に向けて」等の資料を作成し、各市町村教育委員会、各県立学校に配付

するとともに、指導主事等研究協議会、SSW派遣事業説明会において活用方法等を周知

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- 年2回（5月、2月）

### （3）研修内容

- 平成29年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る組織及び連絡体制づくり、活動の方向性についての共通理解
- 個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携
- 派遣校における活動状況についての情報交換等

### （4）特に効果のあった研修内容

- 個別のケース検討において、具体的事例を基にした実践発表と協議により、参加者一人一人が問題解決の当事者の立場で考えることができ、その後の実践的な活動に結びつく研修となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：スクールソーシャルワーカーが行う支援に対する指導及び助言  
派遣校での教職員研修等への指導及び助言  
その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

### （6）課題

- 研修会開催回数の拡大（支援方法等の協議や情報交換の機会の確保）
- SSWの人材の育成、資質向上を図る取組の充実

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困に関わる支援事例（①貧困対策）

- 高校3年。本生徒は高校2年時の修学旅行に修学旅行の費用を払えずに参加できなかった。この時に生活保護費や本生徒のバイト代を母親が不当に使っていたことが判明したが、本生徒は誰にも相談をすることがなかったため、支援を受けてこなかった。
- 高校3年の1学期末に本生徒が家を飛び出し、祖父母宅に身を寄せて通学を始めたことから、支援が開始される。
- 市生活保護ワーカー、市子ども福祉課相談員、妹弟在籍小中学校教頭、市教育委員会指導主事、県教育委員会指導主事、児童相談所相談員とのケース会議を実施し、本生徒の社会的自立に向けた役割分担を明らかにした。
- その後の進路決定のため、本生徒の希望を聞き取りながら、祖母の理解を図り、奨学金制度や法律等、必要な支援制度の情報収集と提供を継続して行った。
- また、本生徒の自立後も妹弟の生活の見守りの必要性を関係機関と確認し合った。

#### 【事例2】不登校解消のための活用事例（④不登校）

- 中学1年。小学4年生の2月から全欠。中学校進学後も不登校状態。父親は仕事の関係で不在が多かったが、疾病により入院後、リハビリが必要なため在家庭となっていた。
- SSWの介入後、これまで関わりのあった関係機関（市子育て支援課・市家庭児童相談室・市教育委員会）より情報収集を行った。校内ケース会議にて、情報の再確認及びアセスメントを行い、本生徒や家庭へのアプローチについて検討。継続的な面接や家庭訪問により、学校への安心感や教員への信頼感の構築を図っていった。
- 介入中に生活保護受給となったため、市社会福祉課・市子育て支援課・学校の担当でケース会議を行い、情報の共有及び本生徒の課題への支援について検討を行った（ケース会議は定期的に実施）。
- 本生徒は自ら学校敷地まで登校することができるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成23年度の事業スタートから7年目を迎え、SSWの取組が充実

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣人数	9名	10名	9名	11名	13名
派遣校	17校	22校	24校	55校	87校
市町村立学校	12校（140名）	22校（150名）	24校（173名）	38校（201名）	60校（396名）
県立学校	—	—	—	17校（53名）	27校（77名）
派遣回数	187回	214回	230回	494回	608回

※（ ）内は、支援の対象となった児童生徒数

#### （2）今後の課題

- 派遣先市町村教育委員会との連携強化（市町村教育委員会担当者とのケース会議・協議会等の実施等）
- 教職員のスクールソーシャルワークに関する理解
- 派遣回数・派遣時間の検討（学校のニーズに応じた対応）
- SSWの人材確保

# 栃木県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
- ・ 学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所（7カ所）に1～2名を配置し、福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、それぞれの専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わることができるようにした。また、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多くあることから、3名の健全育成担当スクールソーシャルワーカーと7名の福祉的支援担当スクールソーシャルワーカーが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：10名
- ・ 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許、養護教諭免許、産業カウンセラー
- ・ 勤務形態：1日当たり6時間、年間勤務日数105日

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱要綱（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）」に準じて、各教育事務所が地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や学校訪問、市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 県内スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、各市町教育委員会担当指導主事 等

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 研修会1回、連絡会議3回

### （3）研修内容

- ・ 研修会：有識者を招いての講話及び班別研修
- ・ 連絡会議：事例研究、市町教育委員会や学校との連携の在り方等についての情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「スクールソーシャルワーク 実践スタンダード」資料を活用した、スクールソーシャルワーカーの役割、在り方及び心構えに関する講話
- ・ 具体的な実践例をもとに、「スクールソーシャルワーク 実践スタンダード」資料の視点に沿った対応策を検討するグループ協議

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：対応策の決定や対応が困難なケースについて、スーパーバイザーである有識者等からの助言を受ける。

### （6）課題

- ・ 多様な事例に対して適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けて研修内容を充実させる。

- ・スクールソーシャルワーカーや担当指導主事だけでなく、教職員や行政職員も参加できる研修会となるよう内容を検討していく。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の影響を受け、学校不適応になっている小学校6年男子児童 [以下A] への支援

(④不登校)

Aは7人家族である。2年前(平成27年度)に、学校から、Aが不登校傾向という相談を受けたことから支援が始まった。Aは、PTA会長の支援が得られたため、1学期のみ毎日登校できるようになった。2学期になりPTA会長の支援がなくなった結果、週2日の登校になった。3学期は1日も登校しなくなった。その間、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を繰り返し、A、家族及び親戚と信頼関係を築くとともに、学校に対して、家庭の状況などの情報提供を行い、Aや家族との関わりのポイントについて助言した。その結果、学校とAとの間に良好な人間関係を築くことができた。

また、スクールソーシャルワーカーが中心となって市町教育委員会や福祉部局との連携を図った結果、要保護児童対策地域協議会で情報共有することができ、多くの関係者がAや家庭に関わるできるようになった。

#### 【事例2】不登校で家庭内暴力を起こす中学校2年男子生徒 [以下B] への支援 (⑤暴力行為)

Bは平成28年度から不登校になり、学校は医療機関と連携しながら支援している。

ある日の夕方、Bは家族に物を投げつけ、暴言を吐いた。帰宅した母親がBを制止しようとしたが、物に当たり、母親に対しても暴言を吐き、殴る、蹴るといった行為に及んだ。そのため家族が警察を呼び、Bは警察に保護された。

その後、警察署から、学校に対して情報提供があった。学校は、Bや家庭に対する今後の支援及び関係機関との連携に向けて、警察OBであるスクールソーシャルワーカーに対して支援を要請した。

要請を受けたスクールソーシャルワーカーは、警察署の担当職員及びBの自宅近くにある交番職員と情報共有を行い、日頃からの巡回等の協力を依頼した。また、学校に対して、警察との協力体制の確認とともに、普段からの情報共有が重要であることやBや家庭への関わり方などについて助言を行った。

#### 【事例3】「性的な被害」のための活用事例

平成29年度におけるスクールソーシャルワーカーの「性的な被害」への対応は0件である。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・対応回数：延べ897回

【内訳】学校訪問：544回(計画訪問、要請訪問において、個別事案や指導体制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等)

ケース会議：29回(学校、関係機関が開催するケース会議への出席)

家庭訪問：124回

関係機関訪問：81回(市町教委、適応指導教室、病院、警察等学校以外の施設等への訪問)

電話来所相談：116回(電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等)

研修会講師：3回(学校等が開催する研修会の講師)

- ・「エリアスーパーバイザー制度」により、勤務時間外の対応や支援に従事できるようになった。
- ・スーパーバイザーの配置により、対応が困難なケースが発生した際、スーパーバイザーの助言を得ながらスクールソーシャルワーカーや担当指導主事が、効果的な支援活動を実施できるようになった。
- ・スクールソーシャルワーカーの介入により、学校と市町福祉部局等の関係機関が共通理解を図り、協力して児童生徒、保護者の支援に取り組むことができるようになった。

#### (2) 今後の課題

- ・多様化、重篤化するケースに対してより迅速かつ適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善や人材確保が必要である。
- ・県や市町で採用されているスクールソーシャルワーカーとそれぞれの担当指導主事が、積極的に連携できる体制の整備等を検討していく。
- ・担当指導主事等のスクールソーシャルワーカーに対する支援体制強化を目的とした研修の開催を目指す。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、SSWを配置した教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSW6名を県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：6名
- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 6名  
(うち精神保健福祉士の資格を有する者4名)

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会に、SSWの配置・活用について通知するとともに、活用事例集「みんなの力で解決～SSWを活用しませんか？～」を電子媒体で送付した。

※主な内容：SSWとSCの違い、連携可能な関係機関、ケース会議とは 等

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 ※SSW推進シンポジウム参加者

- ・県SSW、市SSW、教育事務所生徒指導担当指導主事、市町村教育委員会担当者、市町村福祉部局担当者、公立小中学校教職員

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（7月）

### （3）研修内容

- ・小中学校の問題行動等の現状及びSSW活動実績についての説明
- ・SSWを中心とした支援の実践や今後の展望について関係機関を交えたシンポジウムの実施

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SSW推進シンポジウムでは、これまでの実践成果やモデルとなる活用方法を紹介し、学校と福祉機関等との連携の重要性について示すことができた。
- ・現状のSSW活用事業の課題及び今後のより効果的な活用方法について協議を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

### （6）課題

- ・学校が福祉機関等と連携して支援するためにSSWを有効活用したり、SSWが学校と福祉機関等をスムーズにつないだりするために、SSWの役割を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- ・学校が抱える課題や要望等の把握や本事業の周知のため、関係者を集めたSSW推進シンポジウムを実施する必要がある。
- ・教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保する。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】生活環境の変化により、精神的に不安定な男児の支援のための活用事例（①貧困対策 ⑦その他）

##### 1 本人を取り巻く環境の問題

- ・両親と本人（小4男）の3人家族。父親の失職により、生活困窮になった。
- ・母親に精神疾患があり、母親は家庭で養育する意思はあるが難しい状況にある。
- ・生活環境の変化により、精神的に不安定になり体重も減少した。

##### 2 SSWによるアセスメントとプランニング（支援策）

- ・本人：保護者の養育負担軽減と健康的な活動の場を確保するために放課後デイサービスを利用する。
- ・父親：働くことへの意欲がある。生活困窮者自立支援事業の支援を受けながら求職活動を継続する。
- ・母親：落ち着いた生活を継続させるために、精神科の受診を継続し、精神的な安定を図る。

##### 3 連携した関係機関とその役割

- (1) 児童相談所：養育が困難になった事態に備え、一時保護できるよう情報共有を継続する。  
住環境の改善に向けた支援及び家事援助を検討する。
- (2) 教育委員会：福祉部局と情報交換し、活用できる福祉サービスにつなげる。

#### 【事例2】貧困状態にある家庭の養育力を支えるための活用事例（①貧困対策 ③不登校）

##### 1 本人を取り巻く環境の問題

- ・多子家庭であり、保護者に安定した収入源がないため、経済的に厳しい。
- ・学校の対応に対して批判的な考えをもっているため、安定的な関係を築けない。
- ・本人（中2女）は登校することへの抵抗感は少ないが、登校すると友達との間でトラブルが発生してしまう。

##### 2 SSWによるアセスメントとプランニング

- ・保護者：ニーズに応じた支援を行うために、意図的に接触する機会をもち、学校との関係づくりに取り組む。
- ・学校：定期的な家庭訪問等を実施するなど、関係機関と連携する形で家庭への支援を継続する。
- ・関係機関等：既に関わっている機関の役割を確認し、協力体制を構築する必要がある。

##### 3 連携した関係機関とその役割

- (1) 要保護児童対策地域協議会：校長が出席して情報提供し、児相等と連携して支援策を検討する。
- (2) 民生委員・児童委員：家庭訪問により生活状態の把握に努め、学校等との情報共有を行う。
- (3) 児童相談所：養育環境を改善するために、関係機関と連携して保護者を援助する。
- (4) 保健センター：保健師が保護者からの相談に対応するとともに、子どもの健康状態や成長発達を確認する。

#### 【事例3】該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### ① 支援状況

- ・支援件数 べ242件（問題が解決または好転46件）
- ・主な支援内容 不登校、家庭環境の問題、心身の健康・保健に関する問題、貧困の問題 等

##### ② 成果

- ・県内3教育事務所にSSWを2名ずつ配置し、小中学校の要請に応じて対応困難事案の支援に当たれた。
- ・情報整理や役割分担をもとにした支援計画を検討するケース会議を、SSWの運営により実施することで学校の支援の充実と校内支援体制の強化を図ることができた。
- ・各教育事務所に社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を配置することで、より広い視点から対応する事案の支援策や連携する関係機関を検討することができる体制を整備できた。

#### (2) 今後の課題

- ・支援を必要とする児童生徒及び保護者を、より迅速かつ継続的に福祉的支援につなげるために、SSWを効果的に活用できるよう、学校だけでなく市町村の福祉部局や関係機関にもSSWの役割や連携のあり方について周知を図ることが必要である。

# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校対応のスクールソーシャルワーカーについては、配置を希望する市町村教育委員会から実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内配置のバランス等を考えて配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：60市町村に80人（政令指定都市、中核市を除く県内全市町村）

教育事務所に4か所、拠点校となる定時制高校8校それぞれに1人ずつ 計 92人

主な資格：社会福祉士 27人 精神保健福祉士 14人 その他社会福祉に関する資格 16人

教員免許状 65人 心理に関する資格 21人 その他SSWの職務に関する技能の資格 6人

勤務形態：1日6時間、週2日、年間90日間（高校対応のうち6名は週3日、年間135日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布し、活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しては、年度当初に実施した連絡協議会で説明をし、周知している。主な内容として、スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子どもの状況、スクールソーシャルワーカーの活動内容、連携先としての関係機関（関係者）について示している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市町村及び4教育事務所と定時制高校配置のスクールソーシャルワーカー

配置市町村教育委員会の担当職員

### （2）研修回数（頻度）

年間4回（4月、5～6月、8月、1月に実施）

### （3）研修内容

第1回（4月）：講演（大阪府立大学 教授 山野 則子 氏）、事業概要説明、県の生徒指導上の課題説明

地区別研修（5～6月）：近隣市町村のSSWによる情報交換

第2回（8月）：講演（埼玉県立大学 教授 長友 祐三 氏）、社会福祉課等から情報提供

第3回：講義（埼玉県 南児童相談所 三宅 佳子 氏）、4市町村・1教育事務所からの実践発表

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWの研修会に、本県福祉部局職員による生活困窮支援制度の説明、及び同制度に基づく子どもの学習支援事業による学習支援員との情報交換を行った。
- ・SSWの実践発表会、情報交換を行い、SSW同士の連携推進を図った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

平成29年度は、SVの設置は無し（平成30年度から生徒指導課に設置）

### （6）課題

SSWの経験等に応じた資質向上に向けた研修のあり方

SCとSSWの積極的な連携

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待対策のための活用事例 ②児童虐待（学校における組織的支援、関係機関との連携）

本児は母親との関係悪化から祖母宅で生活することになった。しばらくして、祖母に暴力を受けていると本児から担任へ相談があった。学校はSSWと連携し、ケース会議を行い、学校内での組織的、継続的な見守り体制を作った。やがて、祖母からの暴力があったことが発見され、事実確認を行った。校長が子育て支援センター経由で児童相談所に通告し、児童は一時保護となった。その後、家庭復帰となるに当たって、学校内でのケース会議を開き、よりよい支援の方法を検討した。これによりスムーズな家庭復帰及び学校復帰が実現した。

#### 【事例2】 貧困対策のための活用事例 ①貧困対策（外国籍世帯）、⑥その他（発達障害等）

本児は外国籍の男子で、かん黙で低学力であり友人もいなかった。父子家庭で父は日本語の読み書きができず、無職であるが、就学援助費も児童扶養手当も申請していなかった。担任と教育相談担当教員が改善に向けて、SSWに支援を依頼した。SSWは父親に連絡を取り、経済的支援の説明を行い、申請に同行した。父親から離婚や職場でのケガ、言葉の問題から医療や各種手続きが不明であったこと、また子どもの心配など、家庭の状況を聞くことができた。SSWは本児の家族を各種福祉制度の利用に繋げ、学校へ心理士を招くなど、子どもの支援についての相談を行った。SSWの支援によって孤立していた父子を多くの社会資源につなぐことができた。

#### 【事例3】 性的な被害の対策のための活用事例

本生徒は、18歳の女子高校生で、両親と多子世帯で暮らす生徒である。養護教諭に父親からの性的被害を訴え、SSWは学校から支援依頼を受けた。SSWが本生徒との面談を続ける中、警察に被害届は出さないが、父親から逃げたいとの意思を示した。SSWは、関係機関（児童相談所、DV相談、市役所、警察署、シェルター関係者、児童家庭支援センター、子ども110番、自立援助ホーム等）と相談する中で、望ましい支援について検討した。そして、現高校において卒業まで生活を続けたいという本生徒の希望を尊重するとともに、生徒が18歳以上であることから母親の同意を得て、児童相談所ではなく、民間のDVシェルターから子どもシェルターへの入所に至った。その後も関係機関との連携の中で支援体制を構築してきたことによって、性的虐待をうける生徒を被害からの保護のみでなく、将来に向けての支援につながった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童生徒を取り巻く問題は、多種多様しかも、解決困難な課題が山積している。スクールソーシャルワーカーは、学校がどのように地域の社会的資源とつながればよいかという視点でのアドバイザーとして活用されている状況が多く見られる。それが、解決のきっかけとなっているケースもある。
- ・「H29スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」によると、支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況としては「不登校（2542人：35.6%）」、「家庭環境の問題（1589人：22.2%）」、「発達障害等に関する問題（1182人：16.5%）」の順で多く、これら全体で74.3%を占めている。昨年度と比較し、支援件数が増えスクールソーシャルワーカーの積極的な活用がうかがえる。
- ・スクールソーシャルワーカーが学校や関係機関に足を運び、積極的な連携を行っているので、学校や地域への認知が進んできている。生徒指導・教育相談に関する会議等への出席や教育支援センター（適応指導教室）との連携が進み、スクールソーシャルワーカーへの理解が深まっている。

#### （2）今後の課題

- ・困難な事例の解決に向けたスーパーバイズの必要性（H30年度からスーパーバイザーを2名配置）
- ・スクールカウンセラーとの積極的な連携（H30年度は、SC・SSWの合同研修会を企画したが、通常の勤務時間内だと、勤務条件等の関係で連携をとる時間がとれないのが現状である。）

# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ア 地区不登校対策拠点校（公立小中学校）12校に配置し、教育事務所管内の公立小中学校、義務教育学校、公立高等学校の事案に対応。
- イ 地域の教育力を活用しながら、自立した社会人を育てる学校として、千葉県が独自に設置している地域連携アクティブスクール（県立高等学校）4校に配置し、校内の事案に対応。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 12名（社会福祉士9名、精神保健福祉士6名）  
年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）
- イ 4名（社会福祉士2名、精神保健福祉士2名）  
年間624時間（週2～3日、週31時間以内）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ア 勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢等を明記した「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。
- イ 要項のみ

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・12名（※5回のうち2回の訪問相談担当教員との合同研修会は、地域連携アクティブスクール配置の4名も参加）

### （2）研修回数（頻度）

- ・5回（スクールカウンセラーと合同2回、訪問相談担当教員と合同2回）

### （3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と一緒に行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（全体会・地区別）でも、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

### （4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える問題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応法が学べ、今後のケース対応をしていく上で大変有効であった。また、活動全般について助言しあうことで、より効果的な取り組みに役立った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置・・・なし
- 活用方法・・・なし

### （6）課題

スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との合同研修会の中で、それぞれの役割を確認したり連携に向けた情報交換ができたりしているが、今後の配置拡充に向けて、スクールソーシャルワーカーに特化した研修内容を充実させるため、現状の研修会の内容や態勢を検討していきたい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校、⑥その他）

母子家庭で、不登校状態になっており、母は昼夜仕事をしていて不在のため、学校は対応が困難となっていた。兄弟の状況等も含め、詳しい家庭環境が分からない状態であり、スクールソーシャルワーカーが家庭環境把握のため、学校の情報整理と、児童相談所や家庭児童相談室より情報収集を行った。その後、スクールソーシャルワーカーのコンサルテーションにより、学校と関係機関（児童相談所、家庭児童相談室）によるケース会議を実施し、学校も家庭環境の状況把握をすることができた。そして、学校は家庭訪問と子供への働きかけ、家庭児童相談室は母への関わり、民生委員は地域の見守りを中心に行う等、それぞれの役割を確認することができた。その後、母は、子供の不登校は家庭環境が要因であることを認識し、学校は家庭訪問を継続しながら、スクールソーシャルワーカーは学校への支援を継続している。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）

児童に外傷があり、学校で児童に話を聞いたところ、虐待について確認することができたため、校内で検討し児童相談所へ通告した。該当児童の兄弟も含めて一時保護となった。担当児童福祉司が学校へ訪問調査した際、スクールソーシャルワーカーも介入し学校に対してのコンサルテーション等を行った。両親は虐待を認め、児童相談所と学校間で協議を行い、身体的暴力がない母親をキーパーソンとして「家庭引き取り」の方針が出された。児童の安心・安全の確保と家庭及び学校、地域への再適応を再優先課題として、家庭引き取りの日程と手順について、児童相談所と学校間で調整し、スクールソーシャルワーカーがその協議の進行やその後の学校への助言等を行った。児童相談所立ち会いで学校での両親面接等を経て、学校への通学が再会され、スクールソーシャルワーカーは学校への適応に向けて支援を継続した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成29年度の活動状況報告から、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」をみると、延べ件数が1,042件で、28年度の約2倍となり、そのうち「問題が解決」「支援中であるが好転」は330件、支援中559件、その他153件だった。また、「支援対象となった児童生徒数」も、771人と28年度の約1.5倍に増加しており、昨年度に続きスクールソーシャルワーカーの必要性が高い状況が続いている。
- ・地域連携アクティブスクールでは、スクールソーシャルワーカーが校内の教職員とともに必要に応じて児童相談所や福祉機関等との連携を図りながら、生徒の抱える課題に対応することができた。

#### （2）今後の課題

- ・平成29年度は、地区不登校等対策拠点校12校すべてに各1名のスクールソーシャルワーカーを拠点校配置したが、認知が高まり活用が多く求められる状況が続いている中、今後も拠点校配置数の拡充が必要である。
- ・地域連携アクティブスクールにおいては、校内で組織的にスクールソーシャルワーカーが効果的に機能する教育相談体制の構築、また、個々の専門性や資質向上のための研修体制の確立など、更なる充実を図る必要がある。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 189人

○実施地区 50区市町

- 資格
- i) 社会福祉士〔111人〕
  - ii) 精神保健福祉士〔82人〕
  - iii) その他社会福祉に関する資格〔14人〕
  - iv) 教員免許〔50人〕
  - v) 心理に関する資格〔42人〕
  - vi) その他SSWの職務に関する技能の資格〔10人〕

※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

○勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。

○主な内容 「SSWとは」、「SSWの採用」、「SSWによる対象となる事例」、「SSWによる支援」、「SSWの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「SSWの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等

○周知方法 生活指導担当の指導主事を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

都教育委員会は、平成29年度に次のとおりスクールソーシャルワークに関するセミナーを開催した。

### （1）研修対象

各区市町村教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーのうち、参加を希望する者

### （2）研修回数（頻度）

年1回

### （3）研修内容

- ・講義「『チーム学校』時代のスクールソーシャルワーカーの役割」
- ・情報交換

#### (4) 特に効果のあった研修内容

S S W 同士の情報交換による、各自治体の取組に係る情報の共有化

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置及び活用方法は、実施主体である区市町教育委員会の方針及び運用による。

#### (6) 課題

引き続き、スクールソーシャルワーカーの情報共有の場や資質向上を図る機会を充実する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校改善のための活用事例（③不登校）

1年以上不登校であった小学校高学年の児童の学校復帰を目指し、スクールソーシャルワーカーが学校で当該児童の保護者との面談を十数回実施した。校長、スクールカウンセラーと情報共有した上で、支援についての助言を行った。ケース会議では、子供家庭支援センターの参加も求め、校内支援体制はもとより、家庭への支援体制、役割分担についても共通理解を図った。当該児童の得意な部分を学校生活に生かせるよう、学校、家庭両面から支援することにより、当該児童は学校へ通えるようになった。

#### 【事例2】心身の健康・保健に関する問題改善のための活用事例（⑦その他（心身の健康・保健に関する問題等））

親子ともに精神的に不安定で、学校から家庭への直接的な働き掛けが難しいケースにおいて、スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭を訪問し、医療へつなげたり、学校と協力して進学に向けた支援などを行ったりした。また、学校はケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカー、警察、子供家庭支援センター、健康福祉センター、教育委員会と連携して対応できるように情報共有を図った。

#### 【事例3】性的な被害についての活用事例

親族から性的な被害を受けた生徒が児童相談所に一時預かりとなった。当該生徒が児童相談所から戻ってきた後は、ケース会議等で確認した支援方針に基づき、スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭に支援を行い、関係機関とともに心のケアに当たることで、当該生徒は学校に通うことができるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果について、周知が広く浸透してきている。平成29年度の実施地区は、前年度と同様50地区であったが、対応学校数は161校増加している。
- 平成29年度、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は10,122件であった。平成28年度の総件数が、8,830件であったため、1年で扱う件数が1,292件増加した。平成29年度に扱った総件数のうち、不登校への支援が一番多く、3,143件であった。スクールソーシャルワーカー事業の浸透とその需要が増加傾向にあることが分かる。
- 不登校に関連して対応した事例のうち、31.3%が解決、又は好転する状況が見られた。
- いじめ、暴力行為、非行等に関連して対応した事例のうち、46.7%が解決、又は好転する状況が見られた。

#### (2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施については、さらなる充実を希望する区市町村教育委員会が多いことから、事業充実に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高める必要がある。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ることが求められる。

## 【1】 スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

## (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門知識や技術を有するユースソーシャルワーカー（以下「YSW」という。）及び統括・マネジメント役を担うユースアドバイザー（以下「YA」という。）からなる「自立支援チーム」を東京都教育委員会に設置し、都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

## (2) 配置・採用計画上の工夫

継続派遣校には定期的に、要請派遣校については状況に応じてYSWを派遣。担当学校については、自宅との距離を考慮し決定している。

## (3) 配置人数・資格・勤務形態

○配置・勤務 54人・月16日勤務

○対応校数 全都立学校

○資格 ① 社会福祉士〔18人〕 ② 精神保健福祉士〔18人〕

※複数回答 ③ その他社会福祉に関する資格〔18人〕 ④ 教員免許〔14人〕

⑤ 心理に関する資格〔7人〕 ⑥ その他職務に関する技能の資格〔16人〕

## (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

○策定 都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制、都立学校への派遣等に関して必要な事項を定め、もって支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、その社会的・職業的自立を促進することを目的とした「平成29年度都立学校における不登校・中途退学対策（都立学校「自立支援チーム」派遣事業）実施要綱」を策定した。

○主要内容 「都立学校における不登校・中途退学対策の推進体制」「YSW及びYAの職務、資格」等

○周知方法 YSWを含めた全職員に周知するとともに、各都立学校に通知し、周知を図っている。

## 【2】 スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 YSW及びYA 全54名

(2) 研修回数（頻度） 月2回程度

(3) 研修内容 「学校組織へのアプローチ」、「支援者のためのソーシャルスキルズトレーニング」、「少年司法制度の基礎理解」等

## (4) 特に効果のあった研修内容

「YSWが経験した支援事例を発表し、YSW間で意見交換を行う事例検討会」

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置 あり

○活用方法 ① YAに対するスーパーバイズ ② YSWに対するスーパーバイズ

③ その他、都立学校へのYSW派遣事業を実施する上で教育委員会が必要と認める事業

## (6) 課題

各YSWの技量・経験に応じた研修内容及び研修形態の設定

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害を有する生徒のための活用事例（⑦その他、発達障害等に関する問題）

広汎性発達障害と診断されコミュニケーションに課題がある生徒について、本人及び保護者の障害受容への支援及び本人の進路選択の支援を学校から依頼された。

YSWは学校関係者と今後の支援方針を共有した後、本人が進学を希望する専門学校を4校訪問し、各学校の体制、配慮を要する生徒への対応、就職状況等を調査した。また、YSWから保護者に各学校の状況を伝え、本人の特性に合った学校の選択を考えることで合意した。その結果、本人は自身の特性に合った専門学校の受験を決め、無事合格することができた。

その後、YSWは障害者就労支援機関やハローワークに赴き、入学後の本人の就労支援について聞き取った。YSWは聞き取った内容を本人、保護者、担任及び養護教諭と共有し、専門学校入学後も安心して学び、就職につながるよう見通しを立てることができた。

#### 【事例2】経済的困窮のための活用事例（①貧困対策）

保護者から経済的支援を受けられず、生活困窮のためアルバイトをしている生徒について、学校生活の安定及び進路実現が阻まれる恐れがあるとして、本人の経済的自立への支援を学校から依頼された。YSWは、学校関係者、本人が以前入所していた児童養護施設（以下「施設」という。）及び児童相談所から生徒の情報を聞き取り、本人との面談を行い、今後の支援方針について本人と話し合った。

YSWは社会福祉協議会のケースワーカーに本人の生活状況を説明し、ケースワーカーとともに本人との面談を行った。ケースワーカーは本人に自治体の支援について説明し、フードバンクの利用や生活環境の支援等を提案した。本人はその提案を了承し、様々な食材や地域から集められた電化製品等の提供を受け、その結果、本人の生活環境が安定し、安心して学校に通えるようになった。

また、YSWは施設を訪問し、施設職員に対し、必要な際は施設への相談が可能であると本人に伝えることを確認し、今後本人と施設との関わりが切れないよう取り計らった。その後、本人は就職が内定し、卒業後の経済的な自立の見通しも立った。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成29年度にYSWが支援した生徒数は、3,055人となっている。平成28年度にYSWが支援した生徒数は2,282人であったことから、773人の増加となっている。
- うち、継続派遣校34校にて支援した生徒数は2,885人であった。
- 継続派遣校以外の学校については、32校の学校から支援の要請があり、170人の生徒の支援を行った。
- 平成29年度にYSWが支援した3,055人のうち74.6%（2,280人）の生徒が、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びつき、支援が終了した。

#### （2）今後の課題

- 多様かつ複雑な案件に対応するためYSWの資質向上と継続的な確保が必要であり、事業実施の体制や報酬額の適切な見直しを検討する必要がある。
- 困難な案件に対し迅速に対応するため、学校や関係機関との連絡体制を見直す必要がある。
- 都立高校生進路支援連絡協議会等を充実させ、外部の関係機関との連携を強化するとともに事例研究を継続的に実施する必要がある。

# 神奈川県

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

課題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校等へ派遣している。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。県立高校においては、県内25校の拠点校に各1名のSSWを配置し、地区内の拠点校以外の学校（県立の中等教育学校、特別支援学校も含む）から派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣する体制を構築している。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、SSWを4教育事務所に配置型24名、巡回型12名、合計36名配置し、勤務形態については、配置型、巡回型ともに年間245時間（1回7時間、年間35回）である。県立学校においては、拠点校型25名配置し、勤務形態については、年間490時間（週2日、1日7時間、年間70回）である。小・中・高校ともに、SSWが所有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

### (4) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村のSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

### (2) 研修回数（頻度）

小中学校・・・連絡協議会年2回 連絡会年2回

高校・・・新規採用研修会年2回 連絡協議会年3回（3回のうち、1回は小中合同）

### (3) 研修内容

【新規採用研修会】県内の高等学校の状況や「児童・生徒の問題行動等調査」の結果等を参考としながら、また公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに事故・不祥事防止や、スクールソーシャルワーク業務力向上を図るための研修を行った。

【連絡協議会】児童相談所に「児童相談所の業務と児童虐待の現状」について研修を依頼し、虐待が生徒に及ぼす影響や、子どもと保護者の支援、児童相談所の役割等についての研修を実施した。また、グループワークでは事例をもとに実際の対応についての検討及び協議を行った。

【連絡会】児童福祉の視点から考える家族アセスメントについて、目的・基本事項・方法・効果などを演習を交えて研修した。

### (4) 特に効果のあった研修内容

協議において、グループごとに具体的な事例を情報提供してもらい、連携のあり方について話を進めた。その中で、ネットワーク構築のためにそれぞれの機関の役割を理解することができた。関係機関を含めたグループの編成により、顔の見える関係づくりが行えただけでなく、それぞれの機関が対応できる内容を知り、今後の相談等に資することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、配置型、巡回型とも、年間350時間（1回7時間、年間50回）である。

○活用方法 SSWに指導助言を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

### (6) 課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策の活用事例 (①貧困対策、③不登校)

保護者が入院中の男子生徒。他に頼れる親族は居ない。滞納した授業料や諸費用と、自分の生活費を稼ぐ必要があることから、連日アルバイトを続けたため、次第に遅刻や欠席が増え、進級が危うくなるに至った。

状況を把握したSSWが、行政機関の相談窓口にご相談し、単身者として生活保護の受給が認められた。さらに、居住地域の社会福祉協議会にご相談したことをきっかけに、賄い付きの下宿に居住することができるようになり、その後は順調に通学できるようになった。

#### 【事例2】 不登校の活用事例 (③不登校)

2年程前から不登校になり、その夏休みごろから外出できなくなった児童。強迫性障害と診断される。遠方の病院での診察が困難ということから近隣のクリニックを紹介し、3回受診した。社会福祉的課題としては(1)本児と母への支援(2)保護者への心理教育(3)中学校(特別支援学級)への繋がりがあり、その対応を行った。(1)については、孤立を防ぐために担任・教育相談室教員・保健師・SSWが家庭訪問や面談・電話連絡を実施。必要に応じてケース会議を開催し、情報共有と役割分担を行い、家庭を見守る体制を作った。(2)については、クリニック受診後に保護者と面談し、医師の見立てやアドバイスを一緒に確認し、病気や家庭での過ごし方について、保護者の理解が深まるように支援した。また教育相談室の男性教員と共に保護者と面談し、保護者の気持ちに寄り添いながら心理教育を実施した。(3)については、保護者が中学校の特別支援学級進学を希望しており、中学校の管理職と連携し、中学校管理職から保護者に支援級の説明を行った。また、中学校管理職にケース会議へ出席してもらい、中学校での支援体制作りがスムーズに行えるよう本児の情報提供を実施した。このことにより、保護者が本児の病気や家庭での過ごし方を理解し、本児の病状が落ち着き始め、少しずつ外出やクリニック受診ができるようになった。また、本児が卒業式に出席でき「やりきった感があり、自信がついた」と本人が話した。今後も家庭への継続的支援と中学での支援体制の構築を行っていく。

#### 【事例3】 性的な被害の活用事例

女子生徒Aと男子生徒Bが、性的な関わりをもった。Aには女性の教育委員会相談室カウンセラー、Bには男性のSCがついて聴き取り等をした。学校は本人同士の指導等を行い、両者の保護者の協力を得ながらこの件については一旦収束した。しかしながら、Aの聴き取りをしていく中で、Aの家庭内の課題が浮上した。SSWは家庭内に課題があるということからA及び保護者に面談を行った。カウンセラーによると、父とAの関係が一般的ではない(一緒に風呂に入る、頻繁なボディタッチ、暴力等)。母は、知っていて知らないふりをしている。学校でケース会議(学校関係者、教育委員会担当者、SSW、カウンセラー)を行い、このことが心理的虐待に相当すると判断し、児童相談所に通告した。夏休み前に一時保護となる。A及び保護者は一時保護に納得していなかったが、児童相談所が説得した。その後通所指導へ移行(月1回程度)。(保護者に対しては子との関わり方、Aに対しては保護者(特に父親)との関わり方について指導)SSWは、児童相談所担当者へ連絡し様子の聴き取りを行い、学校関係者と情報共有をし、Aの支援につなげた。

### 【4】 成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度の支援対象児童生徒数は、小学校571名、中学校388名、高等学校1312名、特別支援学校2名、計2273名で、うち継続者数は、小学校477名、中学校334名、高等学校742名、特別支援学校0名、計1553名であった。また、継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」595件、「不登校」453件、「心身の健康・保健に関する問題」353件で、全件数の合計は2885件となっている。

SSWの相談件数は、平成28年度と比較すると362件増加しており、SSWの活用は定着しつつあるものと考えられる。学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つSSWが他機関とつなぐことで課題の解決につながっている。

#### (2) 今後の課題

子どもを取り巻く社会環境の変化や発達の課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。多面との連携が必要な事案が多く、解決に至るまでに時間がかかる。

# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を核とした市町村のサポートチーム、スクールカウンセラー等との緊密なネットワークの構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 県内の3つの教育事務所に7人（上越2人、中越3人、下越2人）、高等学校教育課に3人配置
- ② 学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携する「連携派遣型」
- ③ SSWのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる
- ④ 勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について検討する運営協議会の実施

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### 【配置人数・資格】

8人〔有資格：社会福祉士3人、精神保健福祉士2人、児童福祉司3人、臨床心理士1人（重複あり）〕  
2人〔準ずる資格：警察勤務経験5年以上1人、教員経験5年以上1人〕

#### 【勤務形態】

週30時間勤務として、勤務日、勤務時間の割り振りは配置教育事務所や担当課の実情に合わせて決める。  
教育事務所：7.5時間/日、週4日勤務      高等学校教育課：5.83時間/日、週5日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「事業の概要」や「派遣要請の手続や留意点」について説明したパンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」を各教育事務所から市町村教育委員会を通して、各学校にメールでデータを配信する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県採用のSSW、スーパーバイザーとしての県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・生徒指導担当指導主事会議（年3回）
- ・事例検討会（年3回）
- ・全県サポートチーム連絡協議会（年3回）
- ・施設訪問研修（年1回）

### （3）研修内容

- ・生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有
- ・全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び研修
- ・事例検討会：事例を持ち寄っての検討と、活動状況に関する情報交換
- ・施設訪問研修：医療機関や福祉施設等の訪問による現地研修

### （4）特に効果のあった研修内容

施設訪問研修で、関係機関の担当者から対応中の事例や施設としての課題等の説明を受け、関係機関と連携するための留意点について研修したこと。平成29年度は、県立月ヶ岡特別支援学校を訪問し、研修した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：義務教育課に臨床心理士1人を常駐
- 活用方法：事例検討会におけるSSWのケースに対する助言・指導

### （6）課題

- ・特に新規採用のSSWの資質向上や人材育成を図る必要がある。
- ・アセスメントに必要な県や市町村の福祉・医療等の関係機関との連携について理解を深め、SSWの専門性の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校の初期対応のための活用事例（④不登校）

##### （1）具体的なSSWの対応

中学生女子。進級し、4月中旬から欠席日数が増え、4月下旬に医療機関を受診し「心因性のストレスがあるため、無理して登校させない方がいい」と診断された。5月下旬に学級担任が保護者と面談後、SSWを要請。

- ①本人支援として、学級担任や養護教諭とともに本人の困り感を把握。
- ②家族支援として、SCや市の保健師、民生委員と連携し対応。

##### （2）成果

7月中旬、本人が自己開示できるようになってきた。また、不登校の背景として、当初は友人とのネットトラブルとされていたが、根本には祖母の厳しい躾や、家庭内不和が要因であることが分かり、本人支援と併せて家族支援を継続したことで、家族全員が一緒に食事をするできるようになり、不登校の状況も少しずつ改善されてきた。

#### 【事例2】非行や自傷行為の対応のための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為、⑦その他（発達障害））

##### （1）具体的なSSWの対応

中学生女子。小学校高学年から欠席日数が増え、中学校の入学式は化粧、ピアス、茶髪で出席。それ以降は全欠。高校生との交流もあり深夜徘徊等の補導歴あり。学校の指導や家族の話を受け入れない。

- ①保護者との面談により、保護者の願いや生育歴を把握した上で、アセスメントを行った。
- ②本人支援として、一緒に遊びながら感情の発散と肯定的承認を図った。学習支援の必要性を確認。
- ③家族支援として、福祉サービス（医療費助成、就学援助等の申請）の情報提供を行った。
- ④他機関連携として、市教委や市の福祉機関、医療機関、警察等とのケース会議をコーディネートした。

##### （2）成果

本人の好きな音楽を聴きながら面談を重ねるなど、信頼関係を得ることに時間を要したが、特別支援学校でのWISC検査や、医療機関の受診にも応じるようになった。今後も、本人の疑われる障害をふまえ、学校と関係機関が連携し、本人と家族の支援を継続していく。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例

対応事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 要保護児童対策地域協議会など福祉分野との連携事案が増え、SSWが家庭支援を行うことにより、学校と保護者との関係改善、信頼関係を再構築でき、学校現場の負担軽減を図ることができた。
- ケース会議で、有効なアセスメントを行うためにカンファレンスシートを活用し、問題状況に関して共通理解を図ることにより、関係機関との連携を円滑に行うことができるようになってきた。

##### 【解決・好転した事例（教育事務所配置のSSW解決率）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
解決・好転した件数／総件数	369／577件	113／182件	183／302件
解決率	64.0%	62.1%	60.6%

##### 【SSWを活用した学校（利用率）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	利用校数／総学校数	47／372校	37／371校	66／362校
	利用率	12.6%	10.0%	18.2%
中学校	利用校数／総学校数	56／174校	65／173校	86／172校
	利用率	32.2%	37.6%	50.0%
高校	利用校数／総学校数	26／97校	42／98校	87／92校
	利用率	26.8%	42.9%	94.6%

#### （2）今後の課題

- ・「問題対応型」の生徒指導への活用から、「未然防止型」の生徒指導での活用を進めること。
- ・SSWが担当指導主事と事案の検討や支援の協議を行う時間を確保すること。

# 富山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間の見直しをしている。
- 県立高等学校（定時制）2校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて、支援している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 33名
- 資格 社会福祉士11名 精神保健福祉士7名 その他社会福祉に関する資格8名  
教員免許13名 資格を有していない8名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週2時間～週18時間、原則年間32週派遣  
高等学校へは、週4時間程度、年間35週分派遣

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者、高等学校事業担当者

### （2）研修回数（頻度）

- 年3回

### （3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：他のSSWの資質向上のため、アセスメントの妥当性やSSWの在り方について助言等ができる経験豊富なSSWをいじめ対策SSWに任命し、スーパーバイザーと兼ねて活用している。

### （6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】暴力行為を改善したスクールソーシャルワーカーの活用事例（⑤、⑦）

- 中学1年生男子 A男
- A男は担任に対して反発心があり、暴力・暴言を頻発させ、さらに、立ち歩き、いたずら、大声を発するなど、授業妨害を繰り返していた。
- SSWは、授業参観をしてA男の様子を把握したり、個人面接をして本人の思いや行動の理由等を聞き一緒に考えたりしながら、A男との心の交流を深めた。また、母親と定期的に面談を行い、母の悩みを受け止め、信頼関係を築いた。
- SSWは母、担任、学校と、A男に対する支援の方向性等の情報を共有し、対応を共に考える体制づくりを行うと共に、全教員対象の研修会を行い、A男が抱えている課題や、保護者対応等の仕方について考える機会を作った。
- SSWは、児童発達支援センターにつなぎ、担当者とA男の授業の様子を観察し見立てを共有すると共に、管理職、担任等と支援会議を開き、今後の対応方法についてアドバイスをを行った。
- A男の暴力・暴言、クラスの混乱等情報が錯綜していたが、丁寧に個々の聞き取りを行ったこと、情報共有を行ったこと、そして関係機関との連携を行ったことで、対応の方向性を明らかにすることができ、学校がチームとして機能し、A男や周りの児童への接し方を見直すようになった。
- A男の行動に少しずつ変化が現れ、落ち着いてきた。また、SSWは引き続き、A男の母親からの相談に対応している。

#### 【事例2】学級不適応を解消したスクールソーシャルワーカーの活用事例（④、⑦）

- 小学5年生男子 B男
- B男は小学1年の時からADHD処方薬を服用していたが、飲むと「気持ちが悪い」と訴えたため、不規則な服薬が続いていた。1学期終了間近、B男は突然ドアを蹴り破損させた。このことで母親が心身不安定状態になり、B男は父親の実家から登校することになる。2学期からは、教室に入れず、相談室登校を行うが、徐々に登校をしづり欠席がちとなる。
- SSWは、B男と母親との面談をそれぞれ行った結果、双方に心理的なサポートが必要であると見立てを行った。
- SSWは、SCと協力して、B男の行動観察を行い、担任、保護者から状況を聞き取り、協議を進めた。その結果、B男を適応指導教室につなぐことを学校に提案した。
- SSWが、B男と母親に適応指導教室について説明を行った結果、B男は施設見学から始め、徐々に慣れていき、現在は欠席することなく適応指導教室に通い続けている。また、医療機関へは、事前に事案の説明を行ったことで、スムーズに連携がとれ、B男は母親と共に月1回の受診及び面談等を継続することができている。

#### 【事例3】

- 該当事例無し

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSWが不登校児童生徒やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築できたことで、医療機関やSCにつなげることができた。
- 児童虐待や経済的問題等の家庭に起因する事案に関しては、SSWの専門性を生かして、具体的な対応策を検討することができた。

#### （2）今後の課題

- 支援が長期にわたり、小学校から中学校へと継続する事案が増えたため、小中学校が情報共有を行い、連携しながら対応を検討していく必要がある。そのためにはSSWの派遣時間の増や増員など事業の拡充が必要である。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 暴力行為や非行等、児童生徒の問題行動に対する学校の生徒指導体制を支援する。
- ・ 不登校、児童虐待等に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて学校の教育相談体制を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県内4教育事務所管内の児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、22名のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、学校へ派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 18名のスクールソーシャルワーカー（元警察官16名・元教員2名）を、県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。  
1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・ 4名のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士3名・精神保健福祉士1名）を、県内教育事務所管内（小松1名、金沢2名、中能登・奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。1回4時間、週2日、年間35週の勤務を行う。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 職務内容や具体的な活用例等をリーフレットに記載。
- ・ 県教育委員会、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会等において周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 22名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 県内教育事務所管内ごとに、毎月1回行う。
- ・ 県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

### （3）研修内容

- ・ 毎月1回、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援や連携等の在り方について、指導・助言を行う。
- ・ 県教委主催の「いじめ問題フォーラム」等の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 スクールソーシャルワーカーが一堂に会する場に合わせて招聘。
- 活用方法 連絡協議会等にて指導・助言

### （6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。
- ・ 必要性の高い研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】発達障害のある生徒の問題行動に対する活用事例（⑤、⑦）

中学生のAは、些細なことで激高し、同級生に物を投げたり暴力を振るったりすることがあった。また、教師の指導を受け入れられず、所在不明となるなど、問題行動が継続していた。

そこで学校は、管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任教諭に加え、SSW、SCを交えてケース会議を実施。その結果、学校は保護者に対して、市の福祉課への相談を勧めた。保護者は福祉課に相談し、当該生徒は医療機関を受診することができた。さらに学校はSSWの助言を受け、児童相談所や警察と連携し、当該生徒の問題行動に対して、迅速に対応できる環境を整備した。その後、SSWは保護者と連携し、当該生徒の抱える課題に対して、支援策を講じていった。

#### 【事例2】生活が困窮している児童生徒のための活用事例（①、③）

経済的に困窮している多子家庭の中学3年男子生徒への支援のため、SSWを派遣。当該生徒は、生活習慣の乱れから1年時より欠席がちとなり、2年時より不登校となる。学校は家庭となかなか連絡がとれず、家庭内の様子が把握できなかったが、SSWの働きかけにより、市の保健師と連携。学級担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任、保健師、SSW等でケース会議を実施。当該生徒の家庭状況を具体的に把握することができた。

さらにSSWは、市の税務課や福祉局と連携し、就学援助申請の提出や地域のサポート体制構築につなげる。また、学校や社会福祉協議会と連携し、当該生徒の学習支援を実施。登校への意欲を促し、進学に対する展望を持たせた。

#### 【事例3】 具体的な事例は報告されていない。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、ケース会議等を通じ適切な助言が行われ、生徒指導上の課題を抱える児童生徒に対して、校内の支援体制の充実が図られた。また、スクールソーシャルワーカーの専門的な知識や経験を用いて、児童相談所や警察、福祉事務局等の関係機関とのネットワークを構築し、連携・調整を行った。更に状況に応じて、地域と連携し、サポート体制の構築につなげた。

その他、家庭と学校との橋渡し役を担い、学校の指導に対する保護者の理解を図った。

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、派遣されたスクールソーシャルワーカーが問題行動の早期発見・未然防止に努めた結果、いじめの認知件数が派遣校全体で、約22.6%増加した。

#### （2）今後の課題

- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保が難しくなっている。
- ・日頃から校内で外部専門スタッフを交えた情報交換の場が必要。
- ・スクールカウンセラーや外部専門スタッフ等との連携について、コーディネーター役を担う担当教諭の役割が大きく、管理職によるサポートが必須となっている。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内9市に配置（福井市3名、越前市・坂井市2名、他市1名）するほか、県北部全域担当を2名、県北部4町担当を1名、県南部担当を1名、県立高等学校定時制7校には3名を配置している。また、スーパーバイザーを1名配置し、困難事案への対応に協力を得ている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数22名

（社会福祉士：11名 精神保健福祉士：2名 教員免許取得者：13名 保育士2名 ※一部重複）

・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定

（①ねらい ②配置状況 ③支援過程 ④実践事例 ⑤スーパービジョン体制 ⑥関係機関等）

4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行い、生徒指導主事や教育相談担当者の集まる会議等での説明・配布を依頼し、活用への理解を深める

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、各市町指導主事・関係機関担当者

### （2）研修回数（頻度）

・研修会2回（8月、11月）

・事例検討会6回（2ヶ月に1回）

### （3）研修内容

・研修会……①「学校における他職種との連携と協働」

②「子どもを取り巻く問題への対応」

～ソーシャルワークの視点から考える～

・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進めた。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教職員等がお互いの考えをパネルディスカッション方式で話し合うことで、役割分担や連携の大切さについても理解を深めることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…県で1名配置

○活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスをを行う。

### （6）課題

SSWやSCだけでなく、学校の教育相談担当や市町の指導主事等も含め、現状や今後の課題に対して、具体策などを話し合う機会が必要である。経験年数に違いがあるので、経験差を埋めていくために効果的な研修を進める必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】福祉機関等を積極的に活用した事例（②児童虐待、④不登校）

乳幼児期の育てにくさから、Cは、母から身体的心理的虐待を受けており、5歳時にはADHDの診断も受けている。精神疾患の母は父の援助のもと子育てを頑張ったが、父もうつ病となり、Cが小3の時に離婚。以後、Cは心を閉ざし引きこもってしまった。衝動性を抑えられず友達に暴力をふるってしまった自己嫌悪から、誰とも接触しないですむ生活を小4の頃からずっと続けていた。小学生の頃の担任の教諭とSSWが積極的にCに関わり、ひきこもり生活の中においても人への信頼を少しずつ回復させていった。

中学校に入学する頃から、自分を奮い立たせる目標を立て実行してきたが何度も挫折してしまい、継続できない自分を責め、自己肯定感が低い状況が続いた。SSWは、父、祖父、祖母の肯定的関わり方など、家庭環境が好転することを目標としエンパワメントし続けた。またCの心理的問題が重いことに気づき、SSWは児童相談所の心理士の応援を依頼する。5歳時より通院していた医師（現在は通院が途絶えている）へ客観的情報を提供し、父の本児への関わりを増やし質の向上を支援した。やがて父は、少しずつ元気を取り戻し、Cとの会話を増やしていくことによりCの心の闇が少しずつ晴れていった。

外部機関や家族の温かい継続的な支援の中で、少しずつではあるが、着実に意欲の持てる主体性のある生活へと切り替わってきた。自尊感情が高まってきた証拠であると思われた。また自分の弱さを受け入れることができるようになったことにより、これまでごまかしたり抑圧したりしてきた自分の感情や思考を客観的に見つめることができるようになり、現在の自分に合った目標や進路について考えることができるようになっていった。不登校状態は続いているが、外出できる回数も増え、家の手伝い等役立つ体験も増え、夕方学校にて担任教諭と会うことも継続できている。祖父の援助による自宅学習も継続しており、祖母の肯定的思考も継続するようになり、Cへの励ましがCを確実に正しい方向への成長につながった。

#### 【事例2】欠席が多い生徒のための活用事例（④不登校）

高校1年生のNは入学時より欠席がちで、管理職、担任（教育相談担当）、養護教諭、SC、SSWが適時連携して支援することを確認した。5月GW明けに、担任よりSSWへ相談。Nは少年野球に参加する活発な児童であったが、中学時からゲームの影響で長期不登校となり、体力（特に下半身）が低下している。集団活動が苦手で、入学式や車椅子講習会などの行事を欠席した。担任とSSWが連携し、保護者と教頭から家庭訪問の許可を得て、SSWの来校日に家庭訪問をしてNと面談した。SSWは、Nの家庭生活の様子（生活リズムやゲームのことなど）、友人関係、就学への思いなどを詳細に聴き取った。その際、Nが今後SCにも相談ができるように、Nについての情報をSSWがSCと共有する了承を得た。家庭訪問時のNの情報について、教頭、担任、教科担任、養護教諭、SCが共有するとともに、1週間後、授業後に学校の相談室でSSWがNと面談。NはSCとも面談し、登校回数が増え、学校生活も安定してきた。6月に入り、Nの欠席が再び増えたため、担任とSSWが連携して、6月中旬に再度家庭訪問。Nは学校生活に対して不満はなく、登校の意志もあるが、ゲームが原因で昼夜逆転の生活をしているために登校が難しくなったとのことであった。SSWは夏休み中も家庭訪問を実施。Nは9月も登校できず、前期受講科目は未履修となった。Nが後期からの登校に意欲を示していたため、SSWは9月末に家庭訪問。後期に入り、10月はNが順調に登校していたため、SSWは学校でNと面談。11月にまた欠席が増えたため、SSWが家庭訪問。その後、Nの欠席も減り、順調に学校生活を送れるようになった。その後は担任、養護教諭と情報を共有しながら、SSWは学校で定期的にNと面談して支援した。Nは順調に学校生活を送り、後期の受講科目をすべて修得することができた。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度に支援を受けた児童生徒は、小学校186名、中学校145名、高校63名、特別支援学校1名である。支援件数は413件で、そのうち、12.6%は年度内に問題が解決し、23.2%は支援中であるが、好転した。

個別のケースについては、関係機関（適応指導教室や福祉部局等）と連携をとり、支援体制を整えている。家庭訪問や関係機関との連絡をとり、ケース会議を開催し支援することで問題解決につながったこともあった。スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加することで、福祉的視点での見立てを行うことや、生活面や経済面等についての情報をスクールカウンセラーや教職員等と共有することで、目標の共通理解や支援の重層化を図ることができた。また、保護者の了承が得られないため、支援ができない事例についても、学校側がスクールソーシャルワーカーにアセスメントや管理職や教育相談担当、担任に助言したことで、今後の支援のあり方を学校で協議し、共有していくことができたこともあった。

#### （2）今後の課題

SSWの需要が多く、現在、活動しているスクールソーシャルワーカーは、例年、年度途中で年間の配置時間分の活動を完遂してしまっている。市内の不登校者数、問題を抱える家庭の数は増える傾向により、今後更に需要過多となることが明らかであるが、十分な配置ができない状況にある。人員を増やし、負担を軽減する、もしくは活動に見合うように待遇を改善することでスクールソーシャルワーカーがより活動しやすくなる必要がある。

# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して、支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名～4名を配置）また、高校への対応も必要な事例が増えているため、総合教育センターに2名配置する。
- ・ 社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 13名 4教育事務所に計11名（4名配置1箇所、3名配置1箇所、2名配置2箇所）  
総合教育センターに2名
- ・ 資格 社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、教員免許11名、学校心理士2名、ガイダンスカウンセラー2名（重複あり）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ ガイドラインや周知資料（A4枚1枚表裏）を作成し、全小・中学校、高等学校に配布
- ・ 小・中学校へは計画的な巡回訪問を実施。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 運営協議会を年2回開催

<参加者>

大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー代表、民生・児童委員協議会長、県社会福祉士会長、精神保健福祉会長、児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、県警少年対策官、公立小中学校校長会長、総合教育センター相談支援部長、適応指導教室主幹、県PTA協議会長、県子育て支援課児童養護担当課長補佐、スクールソーシャルワーカー、教育事務所担当指導主事

- ・ 担当者会議を年4回開催

<参加者>

教育事務所担当指導主事、スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 運営協議会（年2回）、担当者会議（年4回）

### （3）研修内容

- ・ 事例検討 担当者会議において、それぞれの事例を持ち寄り相互の研鑽・学習の機会としている。
- ・ 研修会 関係機関の職員を講師とした研修（平成29年度は山梨の貧困対策をテーマ）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 「山梨の貧困対策について」 福祉保健部子育て支援課、教育庁社会教育課

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置なし

### （6）課題

- ・ スーパービジョン体制については予算の都合上実施ができない。スクールソーシャルワーカーの人材育成、確保のためにも支援体制の構築が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境に起因する不登校児童への活用事例（④不登校）

##### <概要>

友達関係や学習への不安などから欠席や登校しぶりが目立っていた。母親も登校の送迎から学校生活を一緒に送るなど、懸命な支援を続けていたが、状況が好転することなく疲弊し、仕事に十分従事できない状態になる。母子関係も悪化し、経済的にも苦しくなる。

##### <SSWの活用>

学校からSSWの支援要請があり、校内ケース会議を開き、ソーシャルワーク的な視点から情報を整理した。

- ・母親以外の家族からの支援が期待できない。親戚等の関わりがない。
- ・母親の心的安定を目的とした支援をしていくことを確認。
- ・本児童が登校したときに、肯定的な関わりを行う。
- ・SSWが本児童への面接を月1回程度行い、不安感や困り感を軽減させる。
- ・SSWが母親への面接を定期的に行い、本人の学校生活の様子を肯定的に伝える。

##### <活用後>

母親の子供への関わり方が安定し、学校との良好な関係も構築されたため、登校状況が改善される。結果的に母親が就労し、経済的な状況も改善された。

#### 【事例2】児童虐待への活用事例（②児童虐待）

##### <概要>

児童相談所に虐待が疑われる相談があり、学校と児童相談所で連携して見守ることになった。同時に学校からSSWの派遣要請があった。

その後、本児童への虐待があり、児相通告後、一時保護となった。

##### <SSWの活用>

- ・親戚との関係構築を行い、児相と連携し、本児童の受け入れ体制の構築を整備。
- ・保護者と本児童との定期的な面談の調整を行う。
- ・保護者の心理的な安定を図るため、相談機関へつなぐ。
- ・市の子育て支援課と関係を構築し、見守り体制の具体化を図る。
- ・ケース会議を行い、それぞれの支援者同士の情報共有を図った。

##### <活用後>

学校は学習支援員の配置を進め、環境整備を進める。

環境が整備されたことにより、親戚宅での生活を始め、本児童の安定が図られ、継続した支援を行っている。

#### 【事例3】「性的な被害についての活用事例」

※ 活用事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成29年度の対応学校数を平成28年度と比較すると24.8%増、同様に支援の対象となった児童生徒数の比較では17.3%増とSSW活用の促進が図られている。
- ・不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒と指導の結果、よい変化がみられた児童生徒の割合について、SSWを活用した学校とそうでない学校に差が見られた。

SSWを活用した学校 54.7%      SSWを活用しなかった学校 43.8%

#### （2）今後の課題

- ・対応件数の増加とともに、相談内容が多義に渡っている。多様なニーズに応えるためにもSSWの力量向上を目的とした研修の実施が必要である。
- ・派遣要請の増加に伴い、SSWの負担感が増しているため、相談支援体制の構築や増員の拡充が必要であるが、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が困難である。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県内の教育事務所に合計22名のSSWを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応  
→SSWは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・ 支援件数の増加に伴い、平成28年度15名から7名増員して合計22名に拡充（平成30年度も、さらに拡充）
- ・ 人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 県内の教育事務所（5ヶ所）に合計22名（東信5名、南信5名、南信飯田2名、中信5名、北信5名）を配置
- ・ 任用条件は、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者のみ  
→現任者22名の内訳：社会福祉士（18名）、精神保健福祉士（11名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（6名）
- ・ 配当時間は、22名の合計で13,321時間（1名平均553時間）
- ・ 年間勤務日数は15名の合計で3,467日（1日7時間以内の勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 県独自事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織  
→生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言  
生徒指導専門指導員…生徒指導を担当する主任指導主事 いじめ・不登校相談員…義務校長経験者
- ・ 年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC）  
→各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びSSWの活用方法を周知
- ・ 要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画  
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 県で任用しているSSW22名

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 職務研修（年7回） ・ 自己課題研修（年2回を上限）

### （3）研修内容

- ・ 全県研修会（年2回）  
→いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・ SSW実務者研修会（年5回）  
→SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）
- ・ 自己課題研修（年2回）  
→長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、県民文化部こども・家庭課等の研修講座などから選択
- ・ 全国研修会（年1回）県で1名が参加し、実務者研修会において研修内容を共有。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 年度当初に、県内スクールソーシャルワーカーが集まり、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVを設置していない

### （6）課題

- ・ SSWの人材確保
- ・ SSWの資質向上と支援の質の均質化
- ・ SVの体制の検討
- ・ SSW活用に関わる学校側への周知
- ・ 地域福祉行政サイドに対するSSW活用事業の周知

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の問題を背景にもつ不登校支援のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）④不登校）

- 家庭環境 本人（小学生）、母 生活保護受給中、母は就労していない。
- 本人の状況 不登校になり、相談室登校を勧めたが、全く登校できなくなる。担任（男性）が家庭訪問しても本人に会えない。
- 本人や家族への支援の結果
  - ・定期的な支援会議、福祉課介入し、療育手帳、特別児童手当の取得。不登校がなかなか改善せず。母は本人の不登校を理由に就労をしない。本人も生活リズムが整わず、家にももっている。子育て支援課と生活保護担当者とSSWで連携し本人、母へ母子寮の見学を行い。入所し、学校を転校した。環境調整、生活リズムの改善を行い、現在本人は毎日登校している。母は母子寮の支援員の支援を受け、就労活動を行う。仕事が決まり、就労している。今後母の収入が安定すれば生活保護廃止の方向。

#### 【事例2】複雑な家族背景がある生徒支援のための活用事例（②児童虐待 ④不登校 ⑦その他）

- 家庭環境 本人（中学生）、母親 母は精神疾患があり、体調が悪くなると本人に対して暴言や否定的な言葉を浴びせ、養育力も家事能力も不十分であり、要対協の要支援家庭の対象（心理的虐待、ネグレクトの疑い）になっていた。
- 本人の状況 中学時より不登校状態となる。母が不安定になると欠席が続く。発達障害の診断を受ける。特別支援学級に入級。
- 本人や家族への支援の結果
  - ・SSWと障害者相談員を入れた定期的な支援会議をし、家庭内での状況を把握しつつ、それぞれの役割分担の確認をおこなった。本人の進路の意思確認や家庭への想いを聞き取り、母子を入れて進学に向けての支援会議を定期的に開催した。
  - ・支援会議を通して、母は自身の行動が虐待であるという認識を持てるようになった。しかし、精神的に不安定になると本人に対して虐待を繰り返してしまう為、母親へは子育て支援課を紹介し、学校へは要対協への報告を助言、学校と要対協とが直接連携がとれるようになった。更に、母の同意を得て、障害者相談員が医療機関と直接連携できるようになった。
  - ・受験の練習を機に障害福祉サービスの利用につなげたことで、本人自身の中学卒業後の相談先を増やすことができた。

#### 【事例3】性的な被害

- 家庭環境 本人（高校生女子）、母親、姉、兄、父は死亡。母、姉、兄は就労している。
- 本人の状況 中学時、就寝時、父、兄から性的な接触を複数回された。姉からは幼少期から暴力暴言や家からの閉め出しなを受けてきた。遅刻は多かったものの、学業成績は良く、人間関係も良好で明るく立ち振る舞っていた。施設入所をしてみたという希望が語られた。精神面で医療機関に受診した経過はない。
- 本人や家族の支援
  - ・養護教諭は本人にSCとSSWに相談することを提案し、校内支援会議を経て、まずSCにつないだ。SCは、SSWと共に面接をすることを本人に提案。SSWは市町村の要保護対策地域協議会担当者に状況を報告し、要保護児童としての支援を開始。本人、SC、SSWの三者での懇談を実施。SSWは本人の入所に関する強い意志を確認。児相は、児童福祉司と児童心理司が本人と面接を重ね、一時保護及び児童養護施設への入所検討を進めた。学校、児相、市町村要対協事務局、SC、SSWにて要対協ケース会議を開催し、一時保護前後の対応について協議。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWによる支援の実績

年度	SSW 人数	支援児童 生徒数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
H28	15名	969人	1,948回	696回	547回	1,076回	49.7%
H29	22名	1,279人	2,311回	682回	656回	1,364回	61.9%

- ・児童生徒支援のための長期目標、短期目標を的確に設定することにより、事案が好転する割合が高くなった。
- ・要請がある児童生徒について、背景に抱える問題が複雑になっており、好転はしてもなかなか解決には至らない状況もある。

#### (2) 今後の課題

- ・SSWの配置人数や配置時間数とともに、人材の確保や養成、効果的な配置等について引き続き検討が必要。  
→国の「チームとしての学校」の動向等を注視しながら、本県における適正配置について検討する。
- ・SSWの資質向上と支援の質の均質化が必要。  
→SSW個々の力量とともに支援の質の均質化を含めた研修が必要。平成28年度より職務研修と自己課題研修を導入。
- ・学校側が児童生徒の抱える問題を早期に発見してSSWの介入に結びつけるため、教職員へのさらなる周知が必要。
- ・連携する関係機関の担当者の異動等があるため、引き続き（毎年）地域福祉行政サイドにSSW活用事業の周知が必要。



《働きかけ》 弟の障害者手帳の申請を勧め、家庭支援の基盤づくりを行った。申請された後、ケアマネージャーもケース会議に入ってもらい、今後の支援体制づくりを進めた。筋ジストロフィーである当該生徒の弟に、小児慢性特定疾病医療費助成制度が適用されることを伝え、その手続きを行った。

今回、障害者手帳が申請されたことにより、小学校入学後、放課後デイサービスの利用ができるようになった。また、利子のない母子貸付金制度を紹介し、経済的な支援の情報提供をした。

《改善状況》 4月からの弟の支援の見通しも定まり、母親の精神状況が安定した。それにより、当該生徒も休むことなく学校に登校できるようになった。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）

《概要》 Aは、両親が離婚し母親と兄、弟と4人で暮らしている。母親は精神的に不安定なことが多く、働きに行くことができないので内職をしている。社会人である兄の収入をあてに生活してきたが、兄がひとり暮らしを始めた後、朝食をとらない、風呂に入らない、などの変化が見られた。また、クラスメイトに対して暴言を吐いたり、暴力を振るったりするようになってきた。過去には母親によるAに対する身体的虐待とネグレクトで児童相談所が関わっていた。

《働きかけ》 弟も含めて、長期的な支援が必要だと考え、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、アセスメントとプランニングを行い、下記のような役割分担に基づいて支援を実施した。

- ・ S S Wは母親と面談し、母親の辛さを受け止めつつ、困っていることを聞き取る
- ・ Aの療育手帳取得を目的として児童相談所とつなげる
- ・ 市の福祉課からひとり親家庭等日常生活支援事業を紹介し、ホームヘルプサービスを受ける
- ・ Aに対する校内ケース会議も継続し、養護教諭や S Cも含めてチーム体制を構築する

《改善状況》 要対協を通して、関係者が、母親を「子育てができないダメな人」と見るのではなく、「体調が優れない中でもがんばって子育てしようとしている人」と共通認識するようになった。その上で、母親の家事や育児の負担を軽減し、母親を受容したことで、母親の不安定さがずいぶん落ち着いた。これに比例して、Aの問題行動もかなり収まった。

### 【事例3】性的な被害のための活用事例

《概要》 男子が、下校後、建物の陰に女子を連れて行き、わいせつな行為に及んだ。

《働きかけ》 S S Wの派遣を要請し、下記の様に対応した。

#### ① ケース会議への参加

S S Wがケース会議に参加し、状況把握や情報をまとめ、これからの学校の対応について、指導・助言をした。警察との面談や連携後も、学校としての対応や男子、女子それぞれの見守り方、被害者側への謝罪について、指導・助言をした。

#### ② 学校と警察との面談への同行

女子側が、警察に性的な被害について相談をしたことから、教頭と S S Wが警察に出向き、生活安全課の青少年担当者と面談を行い、男子に関する情報共有を行うとともに意見交換を行った。被害届、子ども相談センターとの連携、今後の指導などについても相談をした。結果的に被害届が出されず、警察から子ども相談センターという措置はとれなかったため、今後の対応について警察とも、相談を重ねた。

#### ③ 進学先への情報提供と指導事項の引き継ぎ

男子の進学後の生活や指導の在り方について連携をとっておくため、進学先に情報提供と指導事項を引き継ぐためのケース会議にも、S S Wが参加し、会議の中で意見や助言をした。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
支援の対象となった人数	7 3 人	1 0 8 人	1 7 7 人
問題が解決した割合	2 3 . 2 %	8 . 1 %	3 8 . 0 %
支援中であるが好転した割合	2 0 . 9 %	2 8 . 4 %	2 4 . 2 %

○ S S Wの各学校への周知が進み、支援の対象となった人数は年々増加している。

○ H 2 9は、問題が解決した割合、支援中であるが好転した割合を合わせると50%を超えており、効果的な活用ができていると思われる。

### （2）今後の課題

○ スクールソーシャルワーカーの増員に伴う人材を確保

○ スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上

○ 各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

○ 会計年度任用職員制度の実施に伴うスクールソーシャルワーカーの労働環境整備

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校、ネグレクトなど、子どもが抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
- ・学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応が行えるよう、学校体制づくりを支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成28年度に引き続き、29年度も政令市を除く全市町（33市町）に配置した。各市町や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型等、各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 36人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士（その他の社会福祉に関する資格、教員免許状等）
- ・勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年33週程度の勤務とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・活用のねらい、具体的な活用方法、スクールカウンセラーとの連携のあり方等、スクールソーシャルワーカーの配置におけるポイントを整理した「スクールソーシャルワーカー効果的活用のためのQ&A」、スクールソーシャルワーカーの活動が適切且つスムーズに行われるよう、スクールソーシャルワーカー・教育委員会・学校が連携して取り組むための具体的な活動を提案した「初動ステップ」を、各市町教育委員会及び全学校に送付し、県のガイドラインとして示している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー任用者（悉皆）
- ・スクールソーシャルワーカー待機者（希望者）
- ・市町教育委員会担当指導主事（希望者）
- ・各校担当教員（希望者）

### （2）研修回数（頻度）

- ・年4回

### （3）研修内容

- ・講義 「スクールソーシャルワーカーとコンプライアンス」等
- ・演習 「アセスメントシートの有効活用について」等
- ・協議 「効果的なSSWの業務の在り方について」等
- ・スーパーバイザーによるスーパーバイズ

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・市町教育委員会担当指導主事及び各校担当教員を交えて行った研修会では、指導主事や各校担当者がスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を深めることができた。
- ・統括スーパーバイザーによる講義では、理論や法的根拠の重要性、適切なアセスメントの必要性を再確認できる貴重な機会となっている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有り

#### ○活用方法

- ・連絡協議会や研修会において、各市町担当指導主事に対し、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力、プランニング力の重要性等について講義する。
- ・活用事業検討会において、研修会の内容についての指導・助言を行う。
- ・研修会において、各スクールソーシャルワーカーに対し、スキルアップのための講義や助言を行う。
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカー個人からの相談業務や同行支援を行う。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上につなげるため、県の活用ビジョン、スーパーバイザーの意向、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえた研修内容を検討する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】暴力行為が見られる児童を取り巻く環境改善のための活用事例（①、⑤、⑦）

発達障害のある小学校高学年男子（A男）が教職員に対して暴力を振るった。以前より、クラスメイトと喧嘩になると、大声で怒鳴る、叩く、蹴る等の暴力を振るっていた。また、学級内での発言力が強く、自分の考えを押し付けることも多いため、他者に与える影響力の大きな児童であった。一方で、自尊感情の低さから「自分がいなくなればいい」といった発言も目立っていた。担任は常日頃から「母親とは表面的な話しかできない。学校に対して不満があるようだ」と語るなど精神的に疲弊し、体調も崩しがちであった。

スクールソーシャルワーカーは、ペアレンツトレーニングの資料を示しながら、管理職と共に対応方法を考えた。そして、このときに話し合われた内容を全職員が共通理解し、A男の問題は担任だけが抱える問題ではなく、組織対応をしていく必要があると確認された。これにより、学校の空気も「A男は困った子」から「A男がこのような行動をとってしまうのは何故か。A男は何に困っているのか」を考える方向へと少しずつ変わっていった。管理職は学校における対応の方法と、A男の将来のために共に考えていきたいという思いを母親に伝え、積極的に関わっていった。

母親からの申し出により、スクールソーシャルワーカーが母親と面談する機会が一度だけあったが、面談中、母親から「担任の先生はよくやって下さっている」との言葉があった。母親と担任との関係が改善されるにつれ、母親の表情も徐々に明るくなっていった。また、A男の態度にも変化が表れ、落ち着いているときには自分の行動を振り返り、反省の言葉を述べる場面も見られるようになってきた。

#### 【事例2】いじめによる不登校生徒支援のための活用事例（①、③、④）

中学校2年生女子（A子）が不登校になった。A子は、6才から小6卒業まで祖母に育てられており、父母の養育力が十分ではない。不登校の原因を探るため、三者面談を実施しようとしたが、母親は具合が悪いことを理由に来校せず、本人のみ登校した。その時、A子から強い異臭がしたため、担任はそのことでA子がいじめの対象となり、不登校に陥ってしまったのではないかと疑った。その後、A子と同じクラスの女子生徒から教育相談員に対して「クラスの女子6人からいじめられている」と報告があり、いじめの事実が確認された。

これを受け、スクールソーシャルワーカーは校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問、養護教諭、教育相談員の賛同を得てケース会議を開き、情報共有とアセスメント、プランニングを行った。担任と学年主任はA子の心のケア、加害者への指導、クラス内でのいじめの指導、祖母との協力体制の構築、養護教諭はA子への清潔保持の指導、スクールソーシャルワーカーは母親との面談、福祉課への問い合わせとつなぎ役など、参加者の役割を明確にした上で、継続的なチーム体制を整えて支援にあたった。その後も定期的にケース会議を開き、A子の状況の変化に合わせて継続的にアセスメント、プランニングをして支援することで、A子は毎日登校できるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・配置人数（36人）や配置時間の増加により、支援対象児童生徒数（2,377人）、ケース会議回数（977回）、連携した関係機関の件数（1,022件）が増加した。スクールソーシャルワーカーが関わることで、様々な問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、効果的に対応することができた。
- ・ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで包括的なアセスメントが可能になり、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有することにより、解決に向けた取組や役割分担が具体的且つ明確になった。

#### （2）今後の課題

- ・全市町配置の実現により、地域や学校におけるスクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつあるが、効果的な活用方法については市町や学校によって大きな差が見られる。今後も様々な機会を通してスクールソーシャルワーカーの役割や有用性等について周知するとともに、市町教育委員会が明確なビジョンをもってスクールソーシャルワーカーを活用できるよう支援していく必要がある。